

第5次枚方市総合計画の答申案

答 申 書

平成 年 月 日

枚 方 市 長 様

枚方市総合計画審議会
会長 新川 達郎

第5次枚方市総合計画の策定について（答申）

平成26年3月14日付け、政企第54号で諮問のありました第5次枚方市総合計画の策定について、まちづくりワークショップからの報告や市民、市議会のご意見もお聞きしながら審議した結果、別添「第5次枚方市総合計画（案）」のとおり答申します。

なお、本審議会においては、答申をまとめる過程で様々な意見交換がなされました。答申を行うにあたって留意すべき意見を別紙のとおりまとめましたので、市においては、意見に十分留意し、総合計画の策定及び展開にあたられるよう要望します。

第5次 枚方市総合計画（案）

目 次

I	総合計画の策定について	1
1.	総合計画策定の趣旨	3
2.	計画策定の背景と枚方市が抱える主な課題	3
3.	計画の基本的な考え方	11
4.	計画の構成と期間	12
II	基本構想	13
1.	めざすまちの姿	15
2.	基本構想の実現主体	16
3.	まちづくりの基本目標	17
4.	基本構想を実現するために	20
III	基本計画	21
1.	基本計画について	23
2.	重点的に進める施策	24
3.	部門別の取り組み	25
4.	計画の推進に向けた基盤づくり	89
5.	計画の進め方	100

I 総合計画の策定について

1. 総合計画策定の趣旨

平成 23 年 8 月に施行された地方自治法の改正では、地方公共団体の運営に関し、その自由度の拡大を図るため、基本構想の策定義務が廃止されました。本市においては、今後も長期的な視点で計画的な行政運営が必要との考え方から、平成 25 年 3 月に、総合計画の策定根拠となる「枚方市総合計画策定条例」を施行しました。

条例では、総合計画は基本構想と基本計画で構成することや、個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定するにあたっては、総合計画との整合性を図ることなどを定めており、今後も総合計画を市の最上位計画として策定するものです。

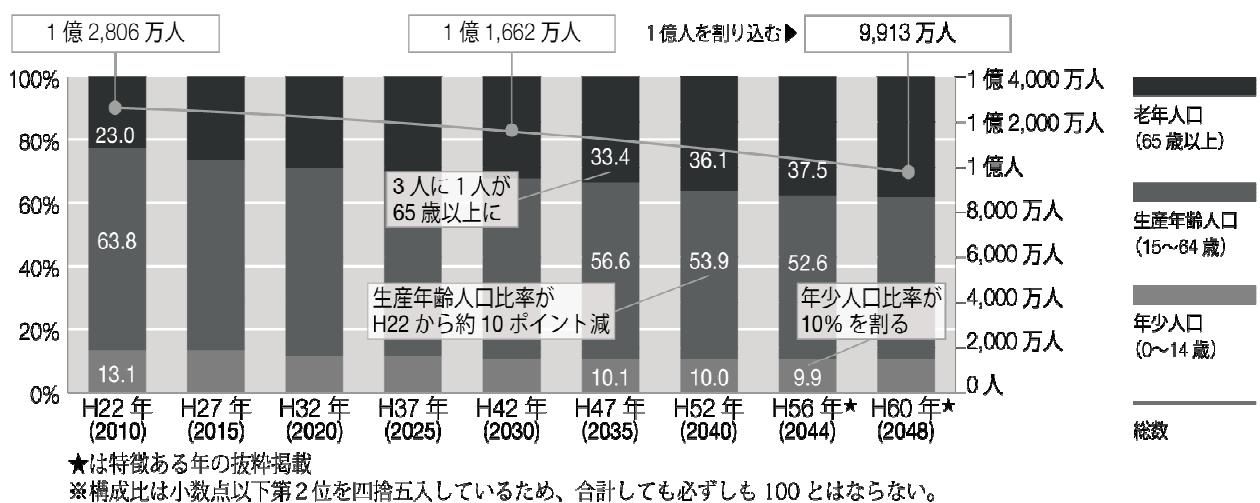
2. 計画策定の背景と枚方市が抱える主な課題

(1) 少子高齢化・人口減少の進展

【計画策定の背景】

- 平成 24 年 1 月の国立社会保障・人口問題研究所の推計（出生中位（死亡中位）推計）によると、日本の年少（0～14 歳）人口は、平成 22 年の 13.1% から減少を続け平成 56 年には 10% 台を割り、生産年齢（15～64 歳）人口は、平成 22 年の 63.8% から平成 52 年には約 10 ポイント減少する見込みとなっています。一方、老年（65 歳以上）人口については、平成 22 年の 23.0% から平成 47 年には 33.4% と 3 人に 1 人となることが見込まれています。また、日本の総人口については、平成 22 年の 1 億 2,806 万人から平成 42 年には 1 億 1,662 万人、平成 60 年には 1 億人を割って 9,913 万人となることが予想されています。
- 少子高齢化・人口減少の進展は、消費の落ち込みや生産年齢人口の減少に伴う税収減が見込まれるとともに、高齢化による社会保障費の増大などにより、自治体経営や市民生活全般に多大な影響を及ぼすことが予想されます。特に高齢化に関しては、平成 37 年に団塊の世代全てが 75 歳以上となるいわゆる 2025 年問題により、医療・介護サービスの需要が一層高まってきます。また、地域のコミュニティにおいては、担い手の高齢化や人手不足がますます深刻化していくことが懸念されています。

■日本の将来人口推計

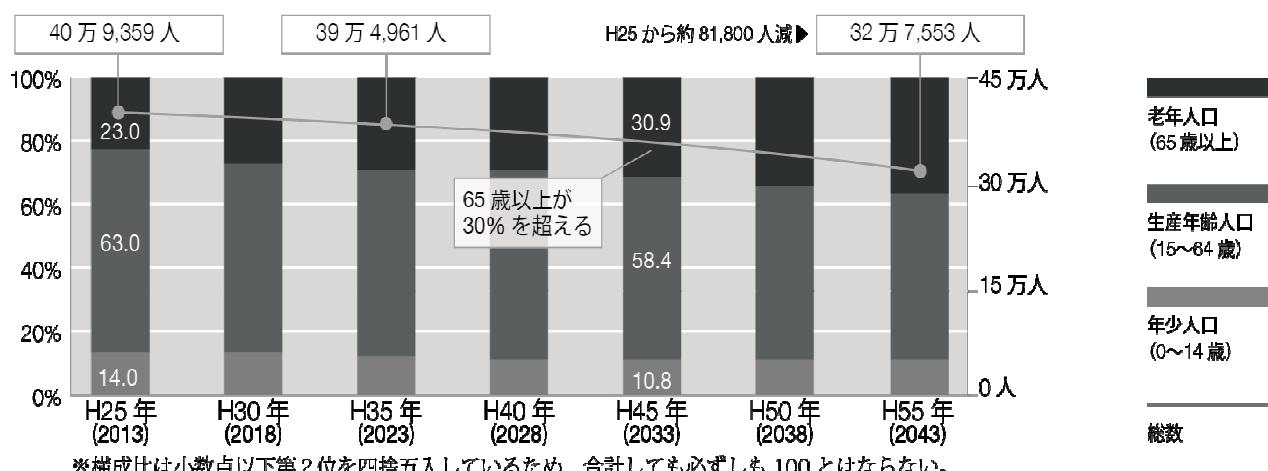


『国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）』より』

【枚方市が抱える主な課題】

- ・本市の人口については、平成 21 年をピークに減少に転じ、微減傾向が続いている。本市が行った将来人口推計では、平成 25 年から平成 35 年までに約 14,400 人の減少、平成 55 年までに約 81,800 人の減少が予想されます。年齢階層別では、年少人口及び生産年齢人口は減り続ける一方で、老人人口の比率は、平成 25 年では 23.0% ですが、平成 45 年には 30% を超え、少子高齢化がさらに進んでいくことが見込まれます。今後、出生数が死亡数を上回る自然増加が見込めない状況においては、本市への人口流入を促進することが重要課題であり、さらなる都市の魅力化を図っていく必要があります。
- ・少子高齢化により、市税等の增收は期待できず、社会保障費の増加が見込まれ、小中学校など公共施設の人口規模に応じた再編整備や、急速に高まる医療・介護ニーズへの対応など、将来の人口規模・構成に応じた施策展開が求められます。また、多様化する地域課題を解決していくためには、市民団体などのあらゆる主体によるまちづくり活動への参画が不可欠であり、地域のコミュニティなどでは、高齢者の活躍の場の確保や若年層を中心とした担い手の育成が必要となっています。

■枚方市の将来人口推計



『枚方市 人口推計調査報告書（平成 26 年 1 月）』より』

(2) 安全・安心に対する意識の高まり

【計画策定の背景】

- ・近い将来、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生が予想されており、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえた対策が求められています。また、局地的な豪雨や台風による浸水被害などが頻発していることから、人々の自然災害に対する危機意識は高まっており、平成25年12月には、国土の強靭化に関する法整備がなされるなど、国・地域において、今後あらゆる大規模な自然災害に備えて、防災・減災に向けたさらなる体制整備が必要となっています。
- ・交通事故や凶悪犯罪、振り込め詐欺などの特に高齢者を狙った犯罪、食品の偽装表示のほか、新たな感染症や食中毒といった健康被害など、人々の日常生活の安全が脅かされており、安全で安心して暮らせる社会の実現が求められています。

【枚方市が抱える主な課題】

- ・本市で行った市民意識調査の結果において、防災・防犯などの安全安心施策に対する市民ニーズは他の施策に比べて高い傾向にあり、市民は安全で安心して暮らせる環境を強く望んでいることが伺えます。今後、予想される生駒断層帯地震、南海トラフ巨大地震などの大規模地震や、豪雨・台風といった自然災害のほか、犯罪による被害などに対し、ハード面での対策を進めていく必要があります。また、市民一人ひとりが安全・安心に対する意識を高め、日頃から地域でのコミュニケーションを図り、助け合いにつながるよう連携を強化していくことが求められています。

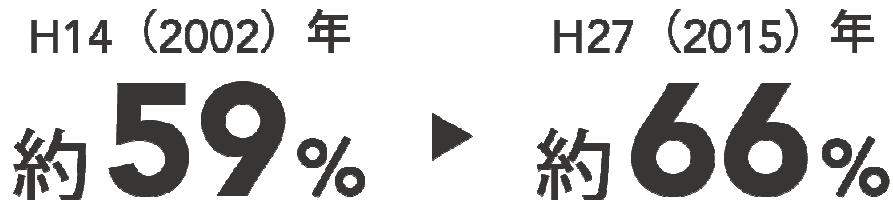
(3) 多様な主体によるまちづくりの推進

【計画策定の背景】

- ・地方分権が進み、各自治体においては、自主・自立を基本とした行政運営が求められる中、さまざまな分野におけるまちづくりの担い手として、地域のコミュニティやNPOといった組織が活動の場を広げています。核家族化の進行や市民の価値観の変化などにより、地域への愛着や連帯感の希薄化が課題となっている状況において、今後、防災や子育て、高齢者対策などあらゆる分野において多様化・複雑化していく地域課題を解決していくためには、多様な主体がまちづくりにより主体的に参画していくことが必要となっています。また、ますます高齢化が進む中で、社会への貢献意識が高い経験豊富な高齢者による地域での活躍が期待されています。

■社会への貢献意識

「何か社会のために役立ちたいと思っているか」との設問で「思っている」と答えた人の割合



『内閣府「社会意識に関する世論調査」より』

【枚方市が抱える主な課題】

- ・本市で行った市民意識調査や事業者アンケートの結果では、市民、事業者とともに、地域活動やボランティアなどのまちづくり活動に参加していると回答した割合が半数に満たない状況であり、参加を促進するために大切なこととして、まちづくり活動に関する情報発信を充実すべきとの回答が最も高い割合となりました。今後、様々な分野で、多くの地域課題に的確に対応していくためには、市は、地域におけるあらゆる主体がまちづくり活動に参画できるよう、市政や地域の情報を積極的に発信し、適切な役割分担のもとで、これまで以上に連携・協力していくパートナーシップによるまちづくりを進めていく必要があります。

(4) 地方分権の推進と都市間競争の本格化

【計画策定の背景】

- ・国による関与の廃止・縮小や権限移譲などの地方分権改革が進んでおり、各自治体は、自主・自立を基本として、自らの判断と責任により、地域の活力向上をめざして、創意工夫しながら地域の実情に応じたまちづくりを進めていくことが求められています。
- ・各自治体では、人口減少が進む中、定住人口の確保に向けて、暮らしの利便性向上やまちの賑わい創出などに取り組むとともに、地域の特性に応じた施策のブランド化を進めるなど、様々な面で他都市との差別化を図る都市間競争が激化しています。

【枚方市が抱える主な課題】

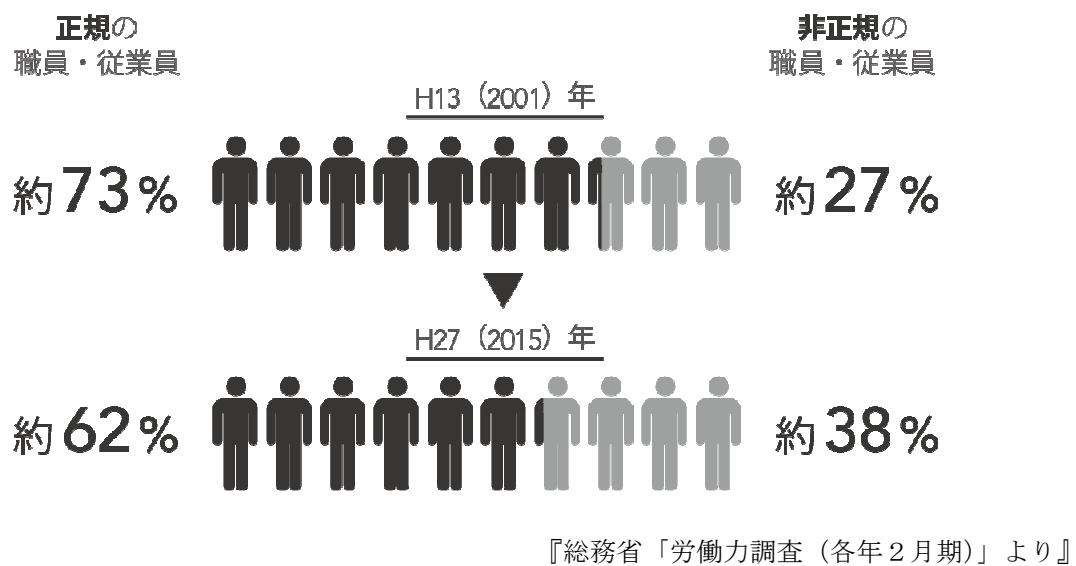
- ・本市は、平成26年に中核市へ移行し、今まで大阪府が担ってきた保健所をはじめとする保健衛生や福祉、環境、教育などの各分野において多くの権限の移譲を受けました。これにより、感染症への対応の迅速化や教職員研修を市のカリキュラムで実施するなど、大阪府と市に分かれていた事務の一元化による事務手続きの短縮や、地域の実情に合わせた市独自の行政サービスに取り組むことが可能となりました。今後、それらの権限を活用しながら、さらなる都市の魅力向上を図っていく必要があります。
- ・急速に進む人口減少に対し、本市の定住人口を確保していくためには、本市で行った市民意識調査の結果において特に市民の意識が高かった子育てや健康・医療対策のほか、公共交通ネットワークを含めた交通環境の整備、都市機能の更新などが課題となっている枚方市駅周辺再整備による賑わい創出など、市民が暮らしやすく魅力を感じる取り組みを効果的に進めていく必要があります。

(5) 経済・雇用環境の変化

【計画策定の背景】

- 我が国の経済は、バブル経済崩壊後の景気低迷の時代から平成14年を底に改善に向かっていましたが、平成20年の世界的金融危機により再び景気が下降し、長らく不況に見舞われてきました。近年は、国の経済政策により、景気は緩やかに持ち直しつつあるものの、より力強い経済の発展につなげるため、一層進展する経済活動のグローバル化に対応する企業・産業の国際競争力強化や、地方創生に向けた地方経済の活性化が求められています。
- 雇用情勢については、経済動向の好転に伴い回復傾向にあるものの、非正規雇用者数が労働者全体の3分の1を超えるなど高い水準で推移しており、安定した雇用環境の確保や若年層の定職化が課題となっています。

■正規・非正規の職員・従業員の推移



【枚方市が抱える主な課題】

- 厳しい経済・雇用情勢が続く中、本市で行った事業者アンケートの結果では、事業が縮小していると回答した事業者は約4割となっており、さらなる雇用の創出や経営の安定化が図れるよう、产学研の連携強化による技術力の向上や付加価値のある商品開発などを通じた経営基盤の強化、企業の誘致、医療分野などの本市の特色を生かした産業の創出など、市内産業の活性化に取り組んでいく必要があります。
- 道路をはじめとする交通の円滑化は、活発な物流や地域間交流を促進し、経済成長に欠かせないものであり、本市で行った事業者アンケートの結果においても、事業者が拡大・成長していくための重要施策として挙げられていることから、新名神高速道路のアクセス道路など市内幹線道路の整備や京阪本線（寝屋川市・枚方市）連続立体交差事業を計画的に推進していく必要があります。

(6) 情報通信技術の発展

【計画策定の背景】

- ・インターネットの普及や携帯端末に代表されるように、近年の情報通信技術は飛躍的に発展しており、こうした情報通信基盤の進展は、時間に制約されない地球規模での情報交換を生み出し、生活の利便性や社会経済活動の活性化など、人々の暮らし、事業者の活動に大きな影響を与えています。
- ・情報通信技術の発展は様々な活動の利便性を高める一方で、情報通信技術を悪用したサイバー犯罪や個人情報の漏えい、情報格差などの課題をもたらしています。また、個人情報の保護については、過剰反応となっている場面がみられ、地域において災害時等に支援を必要とする方の個人情報の共有化が進まないなどの課題が生じています。

■インターネットの普及状況

1年間にインターネットを利用したことのある人の割合



『総務省「通信利用動向調査」より』

【枚方市が抱える主な課題】

- ・情報通信技術の発展に伴い、それを活用していくことで、行政手続きの電子化などさらなる行政サービスの向上を図るとともに、事務の効率化につなげていくことが必要です。一方で、不正アクセスやコンピューターウィルス等が多様化・高度化する中、個人情報の漏えいやシステム障害による業務停止などに対する情報セキュリティ対策の一層の強化が求められています。
- ・本市で行った市民参加のまちづくりワークショップにおいては、「行政からの情報を市民にわかりやすくタイムリーに発信していくことが必要」との意見が多く出されており、情報通信技術も活用しながら、開かれた行政をめざし、わかりやすく行政情報を提供していく必要があります。

(7) 環境問題の顕在化

【計画策定の背景】

- ・ 地球温暖化や生態系の破壊など、地球規模で環境問題が顕在化しています。近年では、地球温暖化の防止に向けて、世界全体で温室効果ガス排出抑制への取り組みが進められています。また、東日本大震災以降、エネルギー政策の転換が求められている状況です。こうした環境問題は、社会経済活動や日常生活など人々の活動に起因するものであり、利便性と効率性を重視した大量生産、大量廃棄の考え方から転換し、持続可能な循環型社会の構築をめざしていく必要があります。さらに、環境問題の解決に向けては、個人や事業者、行政といったあらゆる主体が自主的・積極的に取り組みを推進するとともに、相互に連携・協力していくことが求められています。

【枚方市が抱える主な課題】

- ・ 地球温暖化対策として、市民、市民団体、事業者と連携しながら、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及・拡大、環境負荷の少ない公共交通の利用促進などによる持続可能な低炭素社会を構築していくことが必要です。また、夏の暑さ対策として、ヒートアイランド現象を抑制するなど暑さを和らげる対策が求められています。さらに、東部地域の里山など豊かな緑や生態系の保全を図っていく必要があります。
- ・ 循環型社会の形成に向け、資源の有効利用や再生利用の取り組みを進めるとともに、市民一人ひとりが環境に対する認識と意識を高め、その当事者として、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を確実に実践していくことが求められています。

3. 計画の基本的な考え方

今後、少子高齢化・人口減少の進展により、市税等の增收は期待できず、社会保障費の増加が見込まれるとともに、空き家の増加や老朽化した公共施設への対応などが課題となることから、これからまちづくりにおいては、より効率的・効果的に施策を展開していくことが求められます。このような中、本市では平成24年12月に、「枚方市新行政改革大綱」を策定し、その中で、「新たな総合計画を策定し、施策における「選択と集中」を実現するため、人事・財政・行政改革の基本方針と連動した行政経営システムを構築する」としています。

また、本市は平成26年度の中核市への移行を契機に、移譲を受けた権限を活用しながら、より地域の実情に即したまちづくりを進め、さらなるまちの魅力向上を図っていくことが求められています。さらに、今後ますます多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応していくためには、これまで以上に様々な分野で、市民などのあらゆる主体がともに協力しながらまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

以上のことから、新たな総合計画では、市民、市民団体（校区コミュニティ協議会、NPOなど）、事業者、行政がまちづくりの目標や取り組み内容を共有し、適切な役割分担のもとに行動を起こすことができるよう、読みやすくわかりやすい計画とします。

また、今後も社会経済情勢の激しい変化が予測され、より一層、効率的・効果的に行政運営を進めていくことが求められる中で、社会状況等の変化に柔軟に対応しながら、経営的視点に立ち、限りある財源を必要な施策に重点的に振り分ける「選択と集中」の視点を持った計画とします。

さらに、市の最上位計画として、総合計画に基づく取り組みの進捗を適切に検証・評価するとともに、これに基づき、人事・財政・行政改革の基本方針と連動させるシステムを確立することで、実行性を有した計画とします。

計画の基本的な考え方

- ▶ 市民、市民団体、事業者、行政がともにまちづくりに取り組むことができるわかりやすい計画
- ▶ 「社会状況等の変化に対応できる柔軟性」と「選択と集中の視点」を持った計画
- ▶ 計画の進捗を適切に評価し、人事・財政・行政改革の基本方針と連動させる実行性のある計画

4. 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」の2階層で構成します。

基本構想

平成28年度を計画始期として、計画期間を設定せず、長期的な視点に立って、本市のめざすまちの姿のほか、それを実現するためのまちづくりの基本目標などを定めます。

基本計画

基本構想の具体化を図るために、平成28年度から平成39年度までの12年間において重点的に進める施策を示すとともに、広く各部門における取り組みの方向や主な取り組みなどを定めます。

また、社会状況の変化などに柔軟に対応するため、取り組みの評価を進める中で、必要に応じて改定を行います。



実行計画

基本計画の具体的な実現計画として、基本計画に掲げる重点施策などを踏まえながら、4年間の実行計画を作成します。

また、毎年度、計画の検証・評価を行い、新たに取り組む事業を含めて必要な見直しを行います。

II 基本構想

1. めざすまちの姿

今後、全国的に人口減少が加速し、人口密度が低下する中、コミュニティの分断、空き家・空き地や公共交通の空白地域の増加のほか、人口が増加した時代に建設した公共施設などの社会基盤への対応など、様々な社会問題が顕在化することが予想されます。

このため、これからの中づくりにおいては、効率的にコンパクトなまちづくりを進めるなど、少子高齢化・人口減少に応じた施策を開拓していく必要があります。

一方で、このような環境の変化に伴い、市民のニーズはますます多様化・複雑化していくことが予想され、そのニーズの変化に的確に対応することで、より暮らしやすいまちづくりを進め、更なるまちの魅力向上を図っていくことが必要です。

こうしたことから、本市では、これからの中の変化を念頭におきながら、効率的で効果的な施策を開拓し、「**人口減少社会においても発展し続けるまちづくり**」を進めます。

この基本姿勢に立ち、人口減少が進む中にあっても、より一層、**市民が住み続けたい、市外の人が住みたい**と思える魅力あるまちに発展し続けることができるよう、**世代にかかわらず、ともに支えあいながら、一人ひとりが輝くまち**をめざして、次のように「めざすまちの姿」を定めます。

めざすまちの姿

持続的に発展し、一人ひとりが輝くまち 枚方

2. 基本構想の実現主体

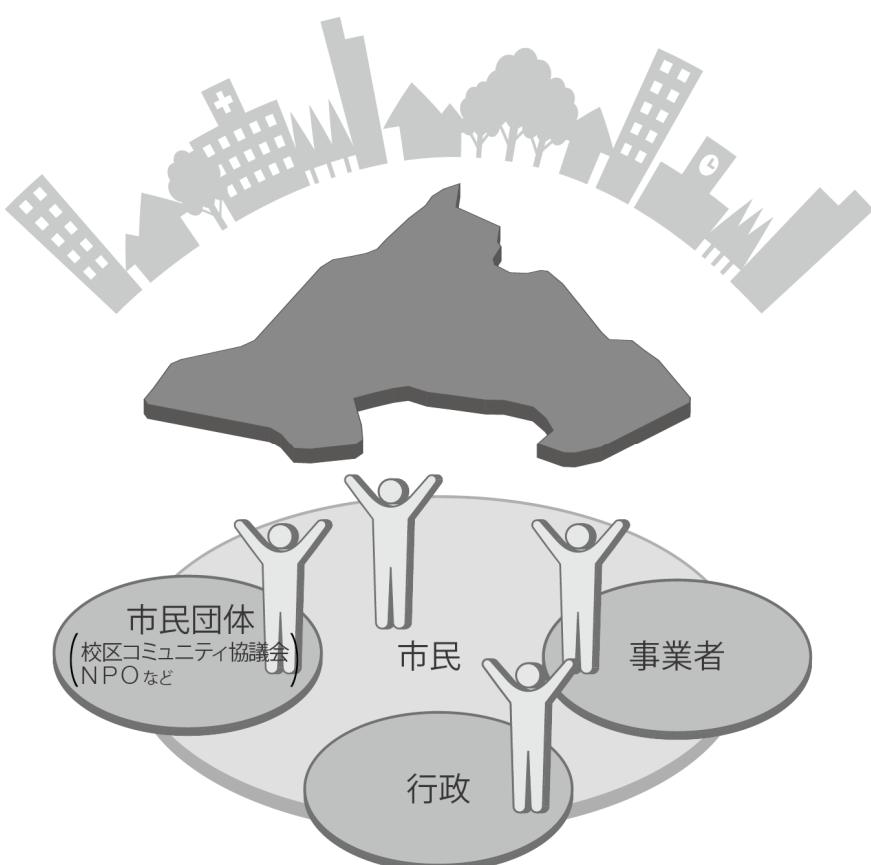
～ みんながつながり、支えあうまちづくり～

少子高齢化・人口減少の進展など、時代がめまぐるしく変化する中、多様化・複雑化する地域の課題を効果的に解決していくためには、地域におけるあらゆる主体がまちづくりの担い手となり、各々の活動の中で持てる力を発揮し、お互いに連携していくことが求められます。

そうした中で、市民は日常生活において、地域でのコミュニケーションを図り、お互いに支えあう関係を築きながら、より暮らしやすいまちとなるよう積極的にまちづくりに参画することが必要です。市民団体（校区コミュニティ協議会、NPOなど）は地域活動において、また、事業者は社会経済活動において、より活力のある魅力的なまちをめざして取り組んでいく必要があります。また、行政は効果的に公共サービスを提供していくとともに、市民、市民団体、事業者といった主体がまちづくりに参画できる環境を整え支援していくことが必要です。

こうしたことから、基本構想の実現に向けては、市民、市民団体、事業者、行政がともにつながり、支えあうことが必要で、まちの目標を共有し、役割を理解しながら、まちづくりを進めています。

【基本構想の実現主体】



3. まちづくりの基本目標

「めざすまちの姿」を実現するため、長期的な視点に立ち、以下のとおり、5つの基本目標を定め、まちづくりを推進していきます。

なお、5つの基本目標を具体化する取り組みや重点的に進める施策については、本市の現状や課題を踏まえながら、基本計画において示します。

▶ 5つの基本目標 ◀

- ＊ 安全で、利便性の高いまち
- ＊ 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち
- ＊ 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち
- ＊ 地域資源を生かし、人々が集い活力がみなぎるまち
- ＊ 自然と共生し、美しい環境を守り育てるまち

■ 安全で、利便性の高いまち

- 地震や豪雨などの災害に強いまちとなるために、市民の防災意識を高めるとともに、都市基盤の整備を進めなど、防災力の向上を図ります。
- 警察などの関係機関との連携や地域におけるつながりの強化などにより、犯罪の少ないまちをめざします。
- 道路交通網の計画的な整備などを進め、交通渋滞を緩和するとともに、誰もが安全に通行できる環境整備を図ります。
- 公共交通機関の利便性向上や都市機能を集約した拠点整備などを図ることにより、快適で暮らしやすいまちづくりを進めます。

■ 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち

- 誰もが日頃から健康増進を図ることができる環境づくりや疾病の予防・早期発見につながる取り組みを進めるなど、市民の健康づくりを推進します。
- 地域の各医療機関の連携強化を進めながら、住み慣れた地域で必要な医療が受けられる地域医療の充実を図ります。
- 高齢者や障害者などが生きがいを感じながら、地域で自立した生活をおくれる環境づくりを進めます。
- 性別や国籍などの違いをこえ、全ての人の人権が大切にされるよう、人権意識の高揚を図るとともに、平和社会の実現に取り組みます。

■ 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

- 次代を担う子どもを安心して産み育てられるまちをめざし、子どもたちの健やかな成長を社会全体で見守っていく環境づくりを進めます。
- 子どもたちの豊かな人間性を伸ばすとともに、確かな学力の定着に取り組むなど、生きる力を育む教育の推進とその環境の充実を図ります。
- あらゆる世代の人が、文化芸術やスポーツなどに親しみ、生きがいを持って学び続けることのできる環境づくりを進めます。

■ 地域資源を生かし、人々が集い活力がみなぎるまち

- 中心市街地の活性化により、人々が集い交流し、様々な活動が活発に展開される拠点づくりを進めます。
- 本市の貴重な歴史や文化などの地域資源を生かしながら、市民が愛着を持ち、また、多くの人が訪れたいと思えるまちづくりを進めます。
- 市内大学の知的資源や多くの学生の活力をまちづくりに生かす取り組みを進めます。
- 関係機関と連携を図りながら、市民がいきいきと働く環境づくりを進めます。また、市内産業の振興を図り、まちの活力を創出するとともに、市の貴重な資源である農業の保全・活用を図ります。

■ 自然と共生し、美しい環境を守り育てるまち

- 市民が将来にわたり良好な環境を享受できるよう、東部地域などの豊かなみどりのほか、公園や河川といった身近な自然を守り育てることで、自然環境を大切にするまちをめざします。
- ごみ減量や資源循環、省エネルギーを推進するとともに、再生可能エネルギーの利用を促進するなど、地球環境に配慮した取り組みを進めます。
- 地域での美化活動など、きれいなまちをつくる意識を高めるとともに、地域資源を生かしながら、景観に配慮した美しいまち並みの形成に取り組みます。

4. 基本構想を実現するため

「2. 基本構想の実現主体」で示したとおり、基本構想を実現するためには、市民、市民団体、事業者、行政が、それぞれの力を發揮し、様々な場面で連携しながら、まちづくりを進めていくことが必要であり、そのためには、より市民等がまちづくりに参画できる環境づくりを進めることができます。

また、5つの基本目標に掲げる様々な取り組みを着実に進めるためには、多様化・複雑化する地域課題に的確に対応した行政サービスが行えるよう、効率的・効果的な行政運営を進めていくことが必要です。

このようなことから、基本構想の実現を支えるものとして、以下のような取り組みを進めます。

◆ 市民等がまちづくりに参画しやすい環境づくりの推進

市民、市民団体、事業者が主体的にまちづくり活動に参画できるよう、市政や地域の情報を積極的に発信するとともに、市民などからの意見を広く聴取し、取り組みの成果や課題などの共有化を図ります。また、市民などによるまちづくり活動が活性化されるよう、ネットワークづくりの場の提供のほか、経験豊富な高齢者の活躍の場の確保、若手を中心とした新たな担い手の育成など、多様な手法によって支援していきます。

◆ 効率的・効果的な市政運営

今後、社会保障関係費や市有財産の維持・保全に要する支出の拡大が想定される一方で、生産年齢人口の減少により市税収入の増加が見込めない状況の中、選択と集中の視点を持って施策の重点化を図るなど、財源を効率的・効果的に活用することで、強固な財政基盤の確立をめざします。

また、限られた人的資源を有効に活用しながら、効率的に行政サービスを提供していくため、社会状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応できる組織体制を構築するとともに、職員一人ひとりの意欲や能力向上を図ります。

◆ 広域的な連携と地方分権の推進

大規模災害や救急医療などの広域的な課題に対しては、必要に応じて周辺自治体などと連携することで、共通課題の解決を図ります。

地方の自由度を高め、地域の実情に即した魅力あるまちづくりを進めるため、一層の権限移譲や地方財源の充実など、地方分権の推進について国等に働きかけていきます。

III 基 本 計 画

1 基本計画について

1. 基本計画策定の趣旨

基本計画は、基本構想で定める「めざすまちの姿」や「まちづくりの基本目標」などを実現するため、12年間（平成28年度～平成39年度）において重点的に進める施策を定めるとともに、防災、健康、子育て、都市基盤、環境など広く各部門における取り組みの方向のほか、まちづくりの様々な担い手による主な取り組みなどを体系的かつ総合的に示すものです。

なお、基本計画を推進するために具体的に実施していく事業については、4年ごとに作成する実行計画において示します。

2. 基本計画の実現主体

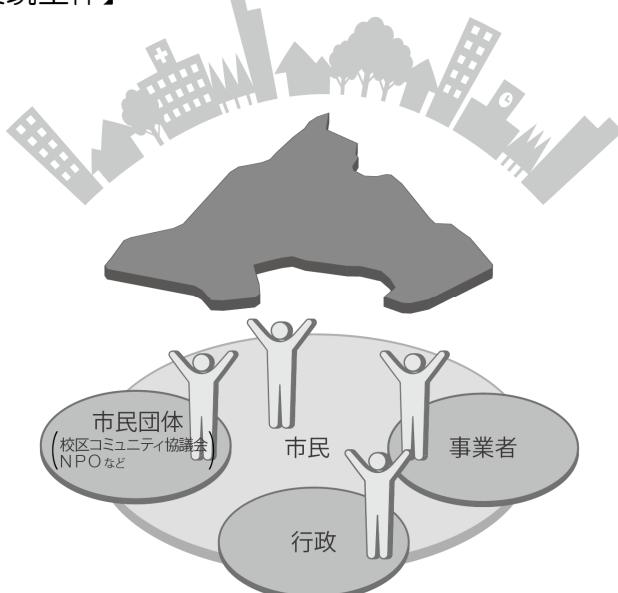
～みんながつながり、支えあうまちづくり～

少子高齢化・人口減少の進展など、時代がめまぐるしく変化する中、多様化・複雑化する地域の課題を効果的に解決していくためには、地域におけるあらゆる主体がまちづくりの担い手となり、各々の活動の中で持てる力を発揮し、お互いに連携していくことが求められます。

そうした中で、市民は日常生活において、地域でのコミュニケーションを図り、お互いに支えあう関係を築きながら、より暮らしやすいまちとなるよう積極的にまちづくりに参画することが必要です。市民団体（校区コミュニティ協議会、NPOなど）は地域活動において、また、事業者は社会経済活動において、より活力のある魅力的なまちをめざして取り組んでいく必要があります。また、行政は効果的に公共サービスを提供していくとともに、市民、市民団体、事業者といった主体がまちづくりに参画できる環境を整え支援していくことが必要です。

こうしたことから、基本計画の実現に向けては、市民、市民団体、事業者、行政がともにつながり、支えあうことが必要で、まちの目標を共有し、役割を理解しながら、まちづくりを進めていきます。

【基本計画の実現主体】



2 重点的に進める施策

少子高齢化が急速に進展し、厳しい財政状況が予測される状況においては、枚方市の特性などを踏まえながら、重点的に取り組むべき施策を設定し、効率的・効果的な施策展開を進めていく必要があります。

人口減少社会にあっても、さらなるまちの魅力向上を図り、より一層、市民が住み続けたい、市外の人が住みたいと思えるまちに発展し続けるため、以下のとおり、計画期間12年間における「重点的に進める施策」を設定し、積極的な推進を図ります。

4つの重点的に進める施策

1 市民、市民団体、事業者、行政が連携し、支えあうまちをつくる

○まちづくりの担い手である市民、市民団体、事業者、行政のパートナーシップを促進するため、情報の共有化を図るとともに、地域の活発なまちづくり活動を支援するなど、市民などのあらゆる主体がまちづくりに参画しやすい環境づくりを進めます。

【主な関連施策目標等：計画推進1(90ページ)、2(92ページ)】

2 安心して子どもを産み育て、健やかな成長と学びを支えるまちをつくる

○妊娠・出産から、子育て期まで切れ目なく、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを進めます。

○未来の担い手である子どもたちの豊かな人間性や確かな学力を伸ばし、「生きる力」を育む教育を推進します。

【主な関連施策目標等：施策目標14(53ページ)、15(54ページ)、16(58ページ)】

3 誰もがいつまでも健康に暮らせるまちをつくる

○世代に関わらず、元気なうちから心身の健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸を図ります。

○「健康医療都市ひらかたコンソーシアム（共同事業体）」による多彩な連携事業などを通じて、市民の健康増進や地域医療の充実に取り組みます。

【主な関連施策目標等：施策目標6(36ページ)、7(40ページ)、8(42ページ)、9(44ページ)】

4 人々が交流し、賑わいのあるまちをつくる

○枚方市駅周辺の再整備や市内の移動の円滑化、市内産業の活性化により、人々の交流や賑わいを創出し、まちの魅力向上を図ります。

【主な関連施策目標等：施策目標4(32ページ)、5(34ページ)、18(66ページ)、20(70ページ)、21(72ページ)】

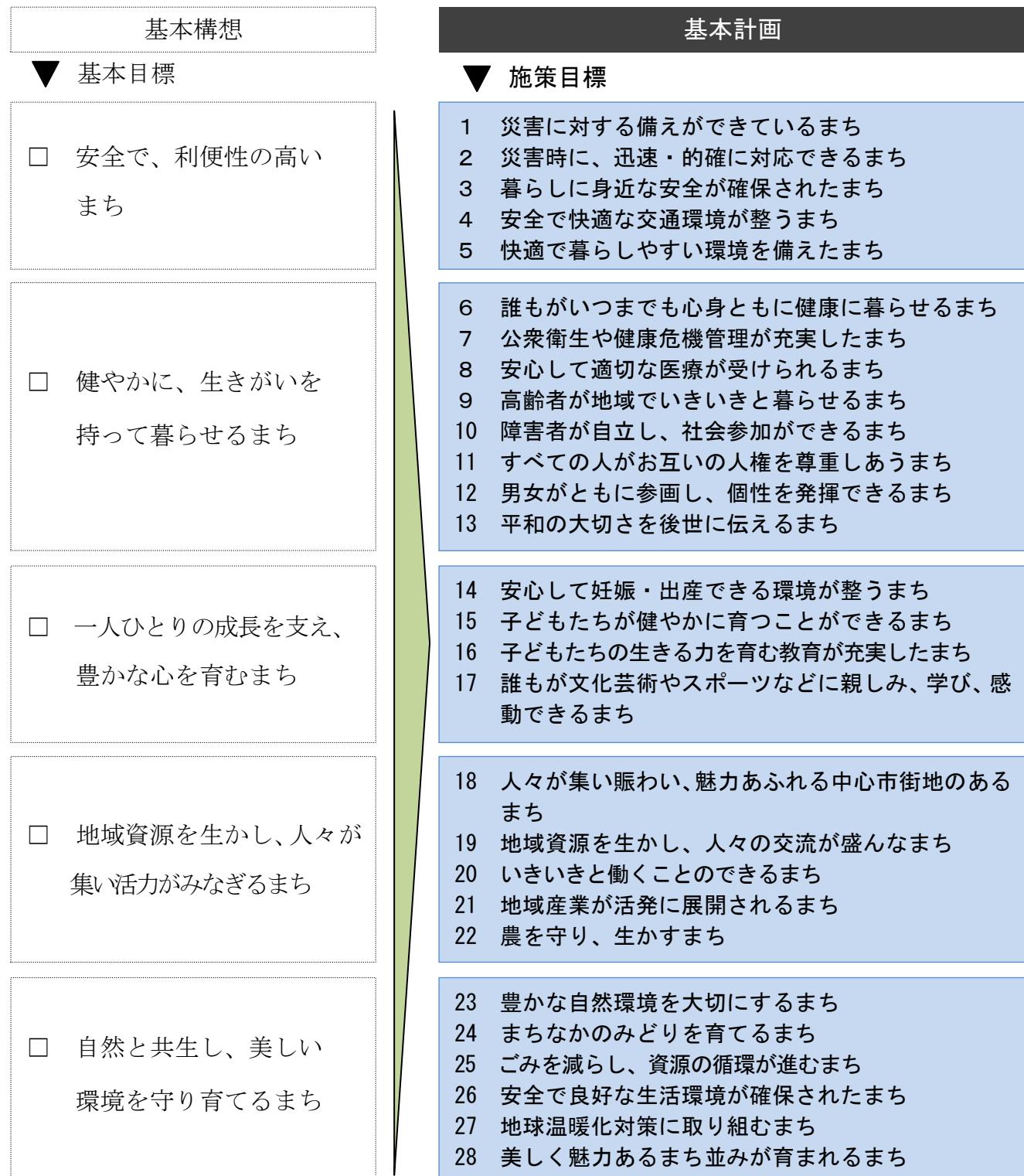
※【 】内については、25ページ目以降の「施策目標」や「計画推進」のうち、当重点施策に関連する主な「施策目標」等の番号を記載しています。

3 部門別の取り組み

基本構想で定める5つの基本目標を実現するため、防災、健康、子育て、都市基盤、環境など様々な部門について、次のとおり全28の施策目標に体系化し、各施策目標において、現状や課題、取り組みの方向に加え、行政や市民、市民団体、事業者が適切な役割分担のもとに行動を起こすことができるよう、各々の主な取り組みを示します。

なお、各施策目標については、様々な部門にまたがり相互に関連することから、横断的な視点を持ちながら、効率的・効果的に取り組みを進めます。

【部門別の取り組みの施策体系】



現 状 と 課 題

【現状】

○本市では、災害に備えて、全 45 小学校区において自主防災組織が作られています。また、地域住民が人命救助や応急消火等を行えるよう普及啓発活動等を行う「地域防災推進員」の育成研修を実施しており、地域防災力の向上を図っています（平成 26 年度末研修修了者約 470 人）。

○災害時の避難所でもある市立小中学校施設については、平成 22 年度に校舎・体育館の耐震化を完了し、平成 24 年度の小学校単独調理場施設の耐震補強工事をもって耐震化率 100% を達成しました。また、市有建築物全体については、「枚方市市有建築物耐震化実施計画」に基づき耐震化を進めており、平成 26 年度末の耐震化率は 97.6% となっています。

○浸水対策として、計画的に雨水管やポンプ場などの整備を進めるとともに、計画降雨の基準を超える集中豪雨に対しては、平成 25 年度に蹉跎排水区、また、平成 26 年度に楠葉排水区において下水道浸水被害軽減総合計画を策定し、整備事業を進めています。

【課題】

▼死傷者が 5,000 人を超えるなど、本市に最も甚大な被害をもたらすと予想される「生駒断層帯地震」や今後 30 年以内の発生確率が 70% 程度とされる「南海トラフ巨大地震」など大規模地震の発生が懸念されており、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの教訓を踏まえた防災対策の充実が求められています。

▼災害時には、行政による対応のみならず、地域住民や事業者による連携した支援活動が重要な役割を果たすことから、平常時から防災意識を高め、連携を強化しておくことが求められています。

▼地震等の災害への不安が高まる中、建築物や市民生活を支える道路、上下水道などの都市基盤の安全性の確保が求められています。

▼近年、下水道の雨水排水能力を超える集中豪雨が多発しており、浸水被害の軽減に向けた対策が求められています。

取 り 組 み の 方 向

●市の防災体制の強化を図るとともに、市民一人ひとりが防災意識を高め、大規模災害の発生に備えます。

●市民、市民団体、事業者、行政がお互いに協力し合える関係をつくることで、地域における防災力の向上を図ります。

●地震等の災害発生時に、被害を軽減できるよう、建築物の耐震化や、道路、橋梁、上下水道などの都市基盤の計画的な維持管理を図るなど、災害に強いまちづくりを進めます。

●公共下水道の雨水排水施設の適切な管理や計画的な整備を進めるなど、浸水被害の軽減を図ります。

行政の主な取り組み

- ◆地域防災計画に基づく防災体制の推進
- ◆新消防本部庁舎を拠点とした消防体制の充実
- ◆非常時持ち出し品の確保など防災意識の啓発
- ◆地域防災推進員の育成
- ◆自主防災組織など地域防災力の充実支援
- ◆障害者、高齢者、子どもなどの避難行動要支援者に対する避難支援体制の充実
- ◆防災マップの配布などによる防災情報の共有化
- ◆道路、橋梁、上下水道などの公共施設の更新・改修・耐震化
- ◆住宅などの建築物耐震化の支援
- ◆雨水管の計画的な整備やポンプ場の改築

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- 非常時持ち出し品の確保など自分のことは自分で守る防災意識の向上
- 障害者、高齢者、子どもなどの避難行動要支援者の把握
- 所有する建築物の耐震化など防災対策の強化
- 自主防災組織などの市民団体は、自主防災訓練の実施などにより防災体制の強化
- 事業者は、防災訓練の実施や業務継続計画の策定
- 事業者は、災害時の応援協定などへの協力

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
防災体制が整っていると感じている市民の割合	(民意調査により把握)	37.2%	↗
重要物資備蓄目標達成率	重要物資備蓄品のなかで特に重要であるアルファ化米と毛布の備蓄量／備蓄目標量	97.3% (H26)	↗
自主防災組織が年1回以上の訓練を実施した割合	年1回以上の訓練を実施した自主防災組織の数／全自主防災組織の数	77.7% (H26)	↗
民間木造住宅耐震改修戸数（累計）	「枚方市木造住宅耐震改修補助金交付要綱」に基づく木造住宅耐震改修補助等により改修・除却（解体）した戸数（累計）	230戸 (H26)	↗
橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕率	橋梁長寿命化修繕計画に基づく整備済橋梁数／計画における整備予定橋梁数	14.6% (H26)	↗
主要な雨水幹線管渠の整備率	主要な雨水幹線管渠の整備延長距離／計画延長距離	44.5% (H26)	↗

現 状 と 課 題

【現状】

○本市では、同報系の防災行政無線やエフエムひらかた、緊急速報メール（エアーメール）など、様々な手段により災害情報の通信機能の強化に努めてきており、これらに加えて、平成26年度からは、市民が緊急災害情報を得る手段の一つとして、市公式ツイッターを活用した「ツイッターアラート」の運用を始めています。

○本市には、災害拠点病院として関西医科大学附属枚方病院が整備されており、また、本市の災害医療センターである市立ひらかた病院も免震構造を備えてリニューアルしました。これらを含む公的病院や三師会（枚方市医師会・枚方市歯科医師会・枚方市薬剤師会）、消防本部で構成する災害医療対策会議において、災害発生時に迅速かつ適切な救護活動が展開できるよう検討を行うとともに、連携して災害医療訓練を実施しています。

【課題】

- ▼災害発生時には、災害情報を地域に対し、より迅速で効果的に提供できる情報発信体制の整備が求められています。
- ▼災害発生時に迅速に応急救護活動が実施できる体制づくりが求められています。
- ▼災害発生後の中長期間にわたる適切な医療・公衆衛生活動を展開するための体制づくりが求められています。
- ▼災害発生時には、市民一人ひとりの的確な対応、地域住民や事業者による相互の助け合い、行政による支援といった、自助・共助・公助の総合的な推進が求められています。

取 り 組 む の 方 向

- 災害情報などの緊急情報について、様々な情報発信手段を活用しながら、迅速かつ正確に地域に提供する体制を整えます。
- 災害発生時に迅速な医療の応急処置活動が行える体制を整備します。
- 災害発生後から中長期間にわたり、地域に密着した継続的な公衆衛生活動が行える体制づくりを進めます。
- 災害が発生した際には、市民、市民団体、事業者、行政がお互いに連携し、被害の軽減を図ります。

行政の主な取り組み

- ◆様々な情報通信手段を活用した災害時通信体制の強化
- ◆基幹病院や枚方寝屋川消防組合等と連携した応急救護活動の強化及び MCA 無線等を活用した災害時における情報伝達体制の確立
- ◆保健師等による被災者の心身の健康管理の支援
- ◆被災者に対する支援や公共施設の復旧など災害対策の実施

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- 災害情報を積極的に収集し、迅速に行動
- お互いの救援・救護活動の推進
- 障害者、高齢者、子どもなど避難行動要支援者への協力
- 自主防災組織などの市民団体は、行政と連携し、円滑な避難所運営の実施
- 事業者は、大規模災害時における物資・場所の提供などの協力
- 電気・ガス・通信・鉄道事業者は、所有施設・設備の早期復旧に向けた作業の実施

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
【再掲】 防災体制が整っていると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	37.2%	↗
災害時の情報発信手段の整備件数	防災行政無線、メール、ツイッターなど災害時の情報発信手段の整備件数	8件 (H26)	↗
ひらかた安全安心メール登録者数	防災・防犯情報を携帯電話等を通じて迅速に配信する「ひらかた安全安心メール」の登録者数	1,570人 (H26)	↗
救急車の平均到着時間	救急車を呼んでから病院に到着するまでの平均所要時間	38.3分 (H26)	↖
【再掲】 自主防災組織が年1回以上の訓練を実施した割合	年1回以上の訓練を実施した自主防災組織の数／全自主防災組織の数	77.7% (H26)	↗

現 状 と 課 題

【現状】

○本市では、地域の安全・安心を高めるため、管内人口が全国でも有数の規模となっていた枚方警察の2署化を進め、平成24年度に交野警察署が開設されました。

○本市では、ひったくりなどの街頭犯罪や子ども、女性を狙ったわいせつ犯罪等の抑止、減少に取り組むため、全45小学校区や駅周辺などに防犯カメラの設置を進めており、平成27年度に新たに運用を開始した250台を含め、市内設置台数は合計329台となりました。

○本市では、地域における犯罪防止、安全を図る目的で設置されている防犯灯について、市内にある約26,000灯のすべてをLED化することをめざし、維持管理している自治会等に補助を行っています。

【課題】

▼街頭犯罪や詐欺など犯罪に対する社会不安が増す中、市民が安心して暮らしていくけるまちづくりが求められています。

▼高齢者をねらった悪質商法など消費者被害が多様化・複雑化する中、市民が安心して生活できる環境が求められています。

▼近年、情報通信技術が急速に進展し、暮らしの利便性が向上する一方で、コンピューターウィルス等による個人情報漏えいの課題などをもたらしており、個人情報については、本来の目的に活用されるよう、適正に管理されることが求められています。

取 り 組 み の 方 向

- 警察・行政などの機関と地域が連携を強化しながら、防犯体制の整備を進めるとともに、地域の防犯意識を高め、支えあいによる防犯力の向上を図ります。
- 消費者被害の未然防止や被害の回復を図るため、消費者の意識啓発や相談体制の充実を図ります。
- 個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な管理を図ります。

行政の主な取り組み

- ◆防犯カメラの設置など防犯体制の整備
- ◆地域の防犯活動の支援
- ◆防犯意識の啓発
- ◆消費者教育の推進
- ◆複雑化する消費者問題に対応した消費生活相談体制の充実
- ◆情報セキュリティ対策の推進など市で保有する個人情報の適正な管理

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- 戸締りの徹底など自分のことは自分で守る防犯意識の向上
- 消費者被害に遭わないよう積極的に情報収集し、未然防止に向けた意識の向上
- 保有する個人情報の適正な管理
- 市民団体は、防犯パトロールの実施など地域の防犯体制の強化
- 事業者は、商品やサービスに関する正しい情報の提供

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
防犯体制が整い、身近な安全が確保されていると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	30.6%	↗
犯罪発生件数	市内の刑法犯罪発生件数(日あたり)	11.3件 (H26)	↘
消費者相談のうち解決済の割合	消費者相談解決済件数(あっせん不調・処理不能を除く)／消費者相談件数(年度内処理済件数)	97.8% (H26)	↗
個人情報の保護等に関する研修等の実施回数	個人情報の保護及び情報漏えい防止に関する市役所職員対象の研修等の実施回数	2回 (H26)	↗

現 状 と 課 題

【現状】

○本市の道路環境については、平成22年3月に第二京阪道路が全線開通したことにより、並行する国道1号など主要幹線道路の渋滞状況は改善しています。

○本市では、駅周辺の歩行者の安全確保や交通渋滞の緩和などの課題解決に向け、牧野駅や長尾駅などの駅前広場を整備しました。

【課題】

▼第二京阪道路の全線開通により、渋滞状況の改善が見られたものの、今なお市内の交通渋滞の緩和は本市の重要課題となっています。市民の日常生活や産業・経済活動が円滑に行えるよう、市内の道路網の整備が求められています。

▼都市間の交通ネットワークについては、市内の幹線道路の交通渋滞緩和のほか、都市間交流の活性化や災害時の広域的な運搬ルートの確保につながることから、その整備が求められています。

▼高齢化が進展する中、市民が安心して快適に歩くことができる歩行空間を充実させるとともに、増加傾向にある自転車に係る交通事故を抑制するため、さらなる交通安全意識の向上が求められています。

取 り 組 み の 方 向

- 交通渋滞の緩和や安全な交通環境を確保するため、市内の幹線道路の整備や京阪本線連続立体交差事業を進めるとともに、生活道路の改善を図ります。
- 交通渋滞の緩和や都市間交流の活性化、防災面での広域連携を図るため、広域的な幹線道路等の整備に向けて取り組みます。
- 日常生活において安全に歩行できるよう、快適な歩行空間の整備に取り組むとともに、交通事故の防止を図るため、自転車や歩行者の交通安全意識の向上を図ります。

行政の主な取り組み

- ◆牧野長尾線などの幹線道路の整備や地域の交通環境の改善
- ◆京阪本線（寝屋川市・枚方市）連続立体交差事業の推進
- ◆新名神高速道路及びそのアクセス道路や淀川渡河橋の整備に向けた国・大阪府への働きかけ
- ◆歩道の環境整備
- ◆自転車通行空間の整備
- ◆交通安全教室の実施など交通安全意識の啓発

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- 幹線道路の整備や京阪本線連続立体交差事業に対する理解を深め、事業推進への協力
- 交通ルールを守り、交通マナーを向上させるなど交通安全意識の向上
- 事業者は、従業員に対する交通安全教室の実施など交通安全意識の啓発

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
安全で快適な道路環境が整っていると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	27.6%	↗
幹線道路の整備率	国道、府道を含む幹線道路の整備延長距離／計画延長距離	61.8% (H26)	↗
交通事故件数（車両）	市内で発生した車両が関わる交通事故件数	1,760件 (H26)	↘
京阪本線連続立体交差事業の進捗状況	(工程管理により把握) 京阪本線（寝屋川市・枚方市）連続立体交差事業の進捗状況	用地取得に着手 (H26)	整備完了 (H40予定)
国道1号における交通量	国道1号における交通量（日あたり・12時間調査）	46,910台 (H25)	↘
歩道の設置延長距離	市道における歩道の設置延長距離	114.7km (H26)	↗
交通事故件数（歩行者・自転車）	市内で発生した自転車や歩行者が関わる交通事故件数	597件 (H26)	↘
交通安全に関する啓発イベント・教室講習等の参加者数	自転車や歩行者などの交通安全に関する啓発イベント・教室講習等の参加者数	19,149人 (H26)	↗

現 状 と 課 題

【現状】

○本市では、日本のニュータウンの先駆けである「香里団地」が昭和37年に竣工するなど、これまで京阪沿線最大の住宅都市として着実に発展してきました。

○本市は、京都・大阪・奈良のほぼ中間に位置し、鉄道、バスなど利便性の高い公共交通環境を備えています。また、路線バスの位置情報を配信するバスロケーションシステムの導入や、枚方市駅などの乗り換え案内を充実する案内モニターの設置に係る支援などを行うことで、公共交通機関の利用促進に取り組んでいます。

【課題】

▼今後、定住人口の確保に向けて、暮らしやすいまちづくりを進めるためには、さらなる公共交通の利便性の向上は欠かせません。加えて、公共交通機関の利用促進は、交通渋滞の緩和や環境負荷の低減などにもつながることから、誰もが利用しやすい公共交通環境の整備と利用促進が求められています。

▼今後、人口減少や高齢化が進む中、利便性の高い居住環境を確保していくためには、公共交通結節点等において、**医療施設や福祉施設、商業施設等の都市機能を集約した拠点を整備するなど**、効率的・効果的な都市構造への転換が求められています。

▼人口減少が進む中、適切に維持管理されない空き家・空き地の増加が社会問題となっており、安全性のほか、衛生面などの対策が求められています。

取 り 組 み の 方 向

- 市民生活の利便性向上や環境負荷の低減などを図るため、効率的で利便性が高く、持続可能な公共交通環境の整備を図るとともに、公共交通機関の利用を促進します。
- 利便性の高い都市環境をめざし、**医療施設や福祉施設、商業施設などの都市機能の集約**を図る拠点を適正に配置し、効率的・効果的な都市整備を進めます。
- 今後、増加することが見込まれる管理不良な空き家・空き地の発生抑制などを図るため、空き家・空き地の適正管理及び活用を促進します。

行政の主な取り組み

- ◆人、自転車、公共交通を優先させた交通計画の策定・推進
- ◆バス走行環境の充実
- ◆利便性の高い公共交通ネットワークの構築
- ◆公共交通機関の利用啓発
- ◆「都市計画マスター・プラン」の改定・推進
- ◆都市機能の集約などコンパクトなまちづくりに向けた立地適正化計画の作成・推進
- ◆土地区画整理事業の支援などゆとりのある住宅地の形成
- ◆空き家・空き地の適正管理・活用の推進

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- 公共交通機関や自転車を積極的に利用
- 利便性の高い都市環境の整備に対する理解を深め、事業推進への協力
- 所有する空き家・空き地の適正な管理
- 公共交通事業者は、行政や地域と連携して公共交通の利便性の向上

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
公共交通機関が整っているなど都市機能が充実していると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	37.8%	↗
公共交通利用促進啓発イベントの参加者数	鉄道やバスなど公共交通の利用を促進する啓発イベントの参加者数	832人 (H27)	↗
京阪バス主要停留所乗降客数の市域人口に対する割合	京阪バスの主要停留所(枚方市駅、樟葉駅、長尾駅)における乗降客数(日あたり)／市域人口	15.2% (H25)	↗
鉄道駅利用者の市域人口に対する割合	市内鉄道駅(京阪電鉄9駅、JR片町線3駅)の乗降客数(日あたり)／市域人口	69.3% (H25)	↗
特定空家等に指定した空家等の改善率	周囲への危険性が高いと市が判断して「特定空家等」と認めた物件のうち、危険が取り除かれ指定の解除に至った数／「特定空家等」と認めた物件の数	— (H28年度から実施予定)	↗

現状と課題

【現状】

○本市では、平成24年8月に市内の公的病院や医療系大学、行政などで構成する「健康医療都市ひらかたコンソーシアム（共同事業体）」を大阪府内で初めて設立し、多彩な連携事業の展開を通じて市民の健康増進や地域医療の充実に取り組んでいます。

○本市では、市民の健康増進や疾病の予防・早期発見につながる取り組みとして、特定健康診査の休日健診の拡大や、乳がんや大腸がんなど各種がん検診に係る費用助成の拡充を実施しています。

【課題】

▼市民の健康に関する意識が高まる中で、市民一人ひとりが自己の健康について関心を持ち、生涯にわたって健やかに暮らせる環境づくりが求められています。

▼健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間とされる「健康寿命」の延伸が重要となる中、がん、循環器疾患、糖尿病などの生活習慣病は、日本人の死因の約6割、また、国民医療費の約3割を占めている状況です。このようなことから、食生活などの生活習慣の改善や口腔の健康を保つことは、健康寿命を延ばし、医療費の軽減にもつながることから、その対策が求められています。

▼社会環境の変化などに伴う悩みやストレスから、うつ病などのこころの健康への対応が求められています。

▼平成27年1月に、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行されるなど、難病患者が地域で安心した療養生活ができる環境づくりが求められています。

▼危険ドラッグなどの薬物が広がりを見せ、その乱用が低年齢化する中、市民の薬物乱用を防止することが求められています。

取り組みの方向

- 「健康医療都市ひらかたコンソーシアム」において、関係団体が連携しながら、多彩な連携事業の展開を通じて、市民の健康増進を図ります。
- 誰もが日頃から健康づくりに取り組めるよう、健康増進に関する情報提供や相談体制の充実を図ります。
- あらゆる世代の人が、いつでも気軽にスポーツなどの健康づくりに取り組むことができる環境づくりを進めます。
- 各種健（検）診の受診者を増やす取り組みなどを通じて生活習慣病をはじめとする疾病の予防・早期発見を進めるとともに、食育や歯科口腔保健の推進を図ります。
- こころの病気の早期発見や早期対応に向けた取り組みを進めます。
- 難病に対する理解を深めるとともに、医療や介護、福祉の連携を図りながら、難病患者が地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。
- 薬物による健康被害を防ぐため、薬物乱用防止に向けた取り組みを進めます。

行政の主な取り組み

- ◆健康教育の推進など健康づくりに関する啓発
- ◆健康・医療に関する相談体制の充実
- ◆ウォーキングによる健康づくりの取り組みの支援
- ◆気軽にスポーツやレクリエーションができる環境づくり
- ◆健康増進に向けたスポーツ活動の普及・促進
- ◆特定健康診査やがん検診など各種健（検）診の受診率向上の啓発
- ◆職域保健との連携による健康づくりの支援
- ◆乳幼児期からの食育の実践の啓発
- ◆歯科口腔保健の推進
- ◆こころの健康相談の充実
- ◆自殺予防対策の推進
- ◆保健師などの専門職による難病患者に対する相談等の支援
- ◆難病患者をとりまく地域ケアシステムの構築・推進
- ◆薬物乱用防止街頭キャンペーンなど薬物乱用防止の啓発

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- スポーツなど適度な運動による健康づくりの推進
- 特定健康診査やがん検診などの受診により、生活習慣病の早期発見や予防の推進
- 定期的な歯科健診の受診により、むし歯や歯周病の早期発見や予防の推進
- 日頃からの食事、飲酒、喫煙、歯の管理など生活習慣の改善による健康づくりの推進
- こころの健康に関心を持ち、早期発見や早期対応の推進
- 難病に対する理解の促進
- 薬物等の正しい情報を知り、乱用の防止
- 市民団体は、気軽にスポーツができる機会の提供
- 事業者は、スポーツ教室の開催などスポーツ活動の支援、運動施設の開放
- 事業者は、従業員に対する健康診断の実施など健康づくりの啓発の推進

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
心身ともに健康に暮らせる環境が整っていると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	52.4%	↗
コンソーシアム連携事業への参加者数	健康・医療に関わる市内団体により構成される「健康医療都市ひらかたコンソーシアム」の連携事業への参加者数(会議を除く研修会・講習会への参加者数)	10,391人 (H26)	↗
健康づくりに関する教室・講演会への参加者数	ウォーキングなど健康づくりに関する教室・講演会への参加者数	13,403人 (H26)	↗
スポーツイベントの参加者数	各種スポーツ教室など地域におけるスポーツイベントの参加者数	36,213人 (H26)	↗
特定健康診査受診率	高齢者の医療の確保に関する法律に定める特定健康診査の受診者／対象者（国民健康保険に加入する40歳以上75歳未満の者）	32.5% (H26暫定)	↗
大腸がん検診受診率	市が実施する大腸がん検診の受診者／対象者（40歳以上70歳未満の者）	20.8% (H26)	↗
こころの健康相談の相談件数	うつ病などこころの病気について医療に係る相談を実施するこころの健康相談件数	3,167人 (H26)	↖ ↘
こころの病気に関する相談窓口を知っている市民の割合	(市民意識調査により把握)	23.7%	↗
指定難病医療費助成制度更新申請者の療養状況把握割合	療養状況を把握できた者の数／指定難病医療費助成制度更新申請者数	96.2% (H26)	↗
薬物乱用防止に向けた支援件数（累計）	薬物乱用防止キャンペーンでの啓発資材の配布数（累計）	1,500枚 (H26)	↗

現 状 と 課 題

【現状】

○本市では、平成26年4月中核市に移行し、大阪府が担っていた感染症や食品衛生に関する保健所の業務を自ら運営することになり、保健所の機能を生かした公衆衛生活動を展開することができるようになりました。

【課題】

- ▼従来の感染症対策に加え、国際化の進展による人の移動の活発化や生態系の変化により、今までに経験のない新たな感染症への対策が求められています。
- ▼安全な生活を求める市民の意識が高まる中、食品の安全性が確保されるとともに、公衆浴場や理・美容所などの生活衛生施設が安心して利用できる環境が求められています。
- ▼人と動物がともに暮らせる環境をつくるため、動物の愛護や適正な飼養管理についての意識高揚が求められています。

取 り 組 み の 方 向

- 感染症の予防や拡大防止対策などの強化により、健康に関する危機管理体制の充実を図ります。
- 安全で快適に生活できるよう、食品関係施設や生活衛生関係施設における衛生水準を高める取り組みを進めます。
- 人と動物の共生を推進するため、動物の愛護・適正飼養の推進を図ります。また、殺処分される犬猫をゼロにすることをめざして、引取り数の削減や譲渡の促進を図ります。

行政の主な取り組み

- ◆感染症に対する正しい知識の普及・啓発
- ◆新たな感染症の予防・拡大防止に向けた体制整備
- ◆食品・生活衛生施設に対する監視・指導
- ◆事業者による自主管理体制の強化に向けた支援
- ◆食中毒予防に向けた消費者に対する食品の取り扱い等の啓発
- ◆動物愛護や適正飼養に関する啓発
- ◆動物愛護団体やボランティア等との連携による譲渡の促進

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- 感染症に関する正しい知識の習得、日常生活における衛生意識の向上
- 愛玩動物の責任を持った適正飼養
- 事業者は、安全で衛生的な食品やサービスの提供

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
【再掲】心身ともに健康に暮らせる環境が整っていると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	52.4%	↗
1歳までにBCG接種を終了している者の割合	結核を予防するBCGワクチンを接種した1歳児の数／全1歳児の数	95.5% (H26)	↗
収去検査における違反・不適件数	食品衛生及び生活衛生に関する立入・収去検査において違反・不適であった件数	7件 (H26)	↘
引き取った犬猫の飼い主等への返還・譲渡の割合	飼い主への返還、新たな飼い主へ譲渡した件数／保健所で引き取った犬猫の件数	14.0% (H26)	↗

現 状 と 課 題

【現状】

○本市では、「健康医療都市ひらかたコンソーシアム（共同事業体）」において、地域完結型の医療実現のための連携事業を推進しています。

○本市には5つの公的病院があり、初期救急から三次救急救命の医療体制や、24時間の小児救急医療体制が整っています。

○北河内唯一の市立病院として地域医療の中核を担うべく、老朽化が進んでいた旧市民病院を建て替え、高度な医療機器を備えた「市立ひらかた病院」として平成26年9月に開院しました。

【課題】

▼地域において、誰もが急性期から回復期を経て、在宅医療に至る医療サービスを安心して受けられる環境が求められています。

▼本市の医療資源を十分に生かしながら、より効率的・効果的な救急医療体制の確保が求められています。

▼寝たきりや認知症などの人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、医療と介護が連携したサービスを提供することが求められています。

取 り 組 み の 方 向

- 「健康医療都市ひらかたコンソーシアム」において、関係団体が連携しながら、地域医療の充実を図ります。
- 地域のかかりつけ医から高度な医療を提供できる公的病院までが連携し、住み慣れた地域で必要な医療が受けられる地域医療の充実を図るなど、市民の医療ニーズに適切に対応できる医療体制を構築します。
- 初期救急医療から高度救急医療を含む各医療機関の連携強化により救急医療体制を確保するとともに、応急救護体制の充実を図ります。
- 市立ひらかた病院は、地域の中核となる公立病院として、地域の医療機関と連携しながら、安全な医療の提供を進めます。
- 外国人や聴覚障害者など誰もが安心して医療を受けることができる環境整備を進めます。
- 高齢者などが住み慣れた地域で、医療・介護が一体的に受けられる体制づくりを進めます。

行政の主な取り組み

- ◆地域医療機関の連携強化
- ◆救急医療体制の確保
- ◆応急救護体制の充実
- ◆市立ひらかた病院の医療体制の充実
- ◆医療通訳士登録派遣制度の実施
- ◆手話通訳派遣事業の実施
- ◆医療・介護の連携体制の強化

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- 救急救命活動に向けた救命講習などの受講
- 病院ボランティアなどへの参加
- 医療機関は、医療安全対策に取り組むとともに、良好な医療サービスの提供

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
安心して適切な医療が受けられる環境が整っていると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	62.5%	↗
【再掲】 コンソーシアム連携事業への参加者数	健康・医療に関わる市内団体により構成される「健康医療都市ひらかたコンソーシアム」の連携事業への参加者数(会議を除く研修会・講習会への参加者数)	10,391人 (H26)	↗
地域医療機関から市立病院への紹介件数	地域医療機関から市立病院への患者の紹介件数	10,233件 (H26)	↗
北河内夜間救急センターから二次医療機関に後送した患者の入院率	夜間 21~6 時における北河内夜間救急センターから二次医療機関に後送し入院に至った患者数／後送された患者	80.8% (H26)	↗
医療通訳士の派遣件数	外国人住民が市内対象医療機関を利用する際の医療通訳士の派遣件数	— (H27 年度から実施)	↗
医療機関への手話通訳の派遣件数	聴覚障害者が医療機関を利用する際の手話通訳の派遣件数	1,007件 (H26)	↗

現状と課題

【現状】

○本市では、「団塊の世代」が全て75歳以上となる平成37年（2025年）の「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みの中核となる機関として、高齢者が抱える様々な問題を地域で総合的に支援する「高齢者サポートセンター」を市内13箇所に設置しており、センターと連携し、高齢者からの多種多様な相談にきめ細やかに対応できる体制を整備してきました。

○本市では、高齢者が元気に暮らせるやさしいまちづくりを進めるため、老朽化が進んでいた老人福祉センター「楽寿荘」や「総合福祉センター」のバリアフリー化などの改修を行い、リニューアルしました。

【課題】

▼国では、平成37年を目指す地域包括ケアシステムの構築を推進しており、本市においても、超高齢社会に対応するため、地域において、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される仕組みづくりが求められています。

▼国の推計によると、65歳以上の高齢者に対する認知症の人の割合は、現状の約7人に1人から平成37年（2025年）には約5人に1人になるとされており、認知症や寝たきりなどの高齢者が急速に増加することが見込まれる中、認知症や要介護状態等になっても、安心して暮らせる環境が求められています。

▼医療に頼らない「健康寿命」の延伸がますます重要となる中、高齢者が自立して生活できるよう、介護を必要としない健康づくりや社会参加を通じた生きがいづくりが求められています。

取り組みの方向

【地域包括ケアシステムの構築により、高齢者を地域全体で支える体制づくりの推進】

- 保健・医療・介護・福祉等の連携強化を図り、高齢者が継続して在宅生活ができる環境の整備をめざします。
- 認知症高齢者が尊厳を持ち、地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、生活支援サービスの充実を図ります。
- 介護が必要となった時に質の高い介護サービスが受けられるよう、介護保険施設等の基盤整備を進めます。
- 高齢者がいつまでも健康に生活できるよう、介護予防を推進します。
- 高齢者が生きがいを持って生活できるよう、高齢者の技能・経験を生かせる活躍の場や若者との世代間交流の場の確保など社会参加を促進します。
- 大阪府の「スマートエイジング・シティ」構想との連携など、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

行政の主な取り組み

- ◆保健・医療・介護・福祉の多職種連携協働
- ◆認知症に対する正しい知識や予防方法等の普及・啓発、地域での認知症予防の取り組みへの支援
- ◆認知症サポーターの養成など認知症支援策の推進
- ◆生活支援サービスの充実
- ◆介護保険施設等の整備
- ◆講座の開催など介護予防と健康づくりの推進
- ◆高齢者のボランティア活動などの社会参加の促進
- ◆高齢者と幼児などとの世代間交流の推進
- ◆健康づくりと医療・介護を切れ目なく支える環境づくりの推進

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- 健康寿命延伸に向けた意識の向上
- 地域の高齢者に目を向け、声かけや見守りなど積極的に関与
- 高齢者は、ボランティア活動など社会参加の推進
- 市民団体は、介護予防教室の実施など健康寿命延伸に向けた取り組みの推進
- 市民団体は、高齢者を含めた多世代の人が楽しむことができるイベントの開催
- 事業者は、施設のバリアフリー化など高齢者が利用しやすい環境づくりの推進

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
高齢者が地域でいきいきと暮らせる環境が整っていると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	27.5%	↗
認知症サポーター養成講座の参加者数（累計）	認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法を学ぶ 認知症サポーター養成講座の参加者数（累計）	12,480人 (H26)	↗
介護保険給付に占める在宅サービスの割合	居宅サービス及び地域密着型サービス給付費合計／ 介護保険給付費	68.4% (H26)	↗
介護保険施設等の施設数	特別養護老人ホームなど介護保険施設等の施設数	80施設 (H26)	↗
介護予防教室等の参加率	高齢者サポートセンター等における介護予防教室等の 参加者数／65歳以上の人ロ	13.8% (H26)	↗
ひらかた生き生きマイページ（介護予防ポイント事業）による活動件数	ひらかた生き生きマイページ事業において65歳以上の 高齢者が介護保険施設等でサポーター活動を行う件数	645件 (H26)	↗

現状と課題

【現状】

- 本市には、障害者の創作的活動等の機会や交流促進などを図る場として、地域活動支援センターI型（障害者相談支援センターと併設）が市内6か所にあります。平成26年度には、既存の障害者相談支援センター（3か所）を基幹相談支援センターと位置付け、総合的、専門的な相談支援を担う施設として機能強化に取り組みました。
- 本市では、市独自の事業として、一人での通学が困難な児童・生徒を対象に、通学ガイドヘルパーを派遣して、当該児童・生徒の自宅と学校間の往復等、通学のために必要な支援を行っています。
- 共同で生活を営むグループホームについて、施設整備や運営補助を行い、障害者の在宅生活の支援を行っています。

【課題】

- ▼平成25年6月に、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定（平成28年4月1日施行予定）されました。このような背景のもと、障害者が住み慣れた地域で自立して生活できるよう、障害者の様々なニーズに応じたサービスの提供や障害に対する理解の促進が求められています。

取り組みの方向

- 障害者が自立して生活できるよう、社会参加の促進に向けた様々な福祉サービスの充実を図ります。
- 障害者が地域で安心して暮らせる環境をつくるため、障害への理解の促進や地域との交流の場の提供を図ります。

行政の主な取り組み

- ◆移動支援や就労支援など障害者の社会参加の促進
- ◆障害者福祉施設の整備支援
- ◆障害者に対する理解を深める啓発の推進
- ◆地域活動支援センターを拠点とした障害者と地域住民の交流促進

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- 障害に対する理解を深めるとともに、ボランティア活動などを通じて支援
- 事業者は、施設のバリアフリー化やコミュニケーションの支援など事業活動において障害者に配慮するとともに、就労を希望する障害者の受け入れの推進

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
障害者が地域でいきいきと暮らせる環境が整っていると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	23.9%	↗
障害者のグループホーム利用者数	障害者が地域で共同生活するグループホームの実利用者数(月あたり)	308人 (H26)	↗
地域活動支援センター事業の利用者数	障害者の日中活動や地域との交流の場である地域活動支援センターの利用者数	43,082人 (H26)	↗

現 状 と 課 題

【現状】

○本市では、平成5年に「人権尊重都市宣言」をするとともに、その宣言の趣旨や世界人権宣言及び憲法の理念にのっとり、平成16年に「人権尊重のまちづくり条例」を策定するなど、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めています。

○本市では、DV専門相談窓口として、平成25年4月に大阪府内の市町村で4番目となる枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」を開設しました。相談件数が増加傾向にある中、相談窓口の周知に努めながら、配偶者等からの暴力(DV)防止及び被害者支援の取り組みを進めています。

【課題】

- ▼性別や国籍の違い、高齢者、障害者などに対する差別・虐待、また、同和問題、ハンセン病問題など様々な人権問題がまだ存在する中、インターネットによる誹謗・中傷などの人権課題も顕在化しており、人権意識の高揚が求められています。
- ▼近年、配偶者等からの暴力(DV)が増加傾向にある中、様々な人権侵害に対し、被害者支援の充実が求められています。

取 り 組 み の 方 向

- 全ての市民の人権が大切にされる社会の実現に向け、人権問題を正しく理解し、一人ひとりの個性や価値観、多様な文化を認め合えるよう人権教育・啓発の推進を図ります。
- 配偶者等からの暴力(DV)や、高齢者、障害者等への様々な人権侵害に対し、関係機関が連携しながら支援の充実を図ります。

行政の主な取り組み

- ◆人権教育・啓発の推進
- ◆「配偶者暴力相談支援センター」、「障害者虐待防止センター」及び「高齢者サポートセンター」などによる人権被害者への支援体制の充実

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- 人権啓発イベントに参加するなど人権に対する意識の向上
- DV 防止などに向けた互いを尊重しあう意識の向上
- 人権被害の早期発見への協力
- 事業者は、人権を尊重した公正な雇用とともに、職場における人権侵害の防止

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
一人ひとりが人権を尊重し合えていると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	19.3%	↗
人権啓発事業の参加者数	人権に関する講座など人権啓発事業の参加者数	803 人 (H25)	↗
DV被害に関する相談件数	配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」におけるDV被害に関する相談件数	1,090 件 (H26)	↖
DV被害に関する相談窓口を知っている市民の割合	(市民意識調査により把握)	25.6%	↗
高齢者虐待に関する相談件数	高齢者虐待に関する市への相談件数	96 件 (H26)	↖
障害者虐待に関する相談件数	「障害者虐待防止センター」における障害者虐待に関する相談件数	33 件 (H26)	↖

現 状 と 課 題

【現状】

○本市では、男女共同参画計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向け取り組んでいます。本市の拠点施設である「男女共生フロア・ウィル」においては、各種啓発事業のほか女性の人権に関わる相談事業や、男女共同参画に資する団体等の活動基盤の提供、男女がいきいき働き、活動する地域づくりに係る取り組みを進めています。

【課題】

- ▼平成27年8月に、女性が自らの意思によって職業生活を営み、個性と能力が十分に発揮される社会の実現に向けて、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。性別に関わりなく、一人ひとりの能力や個性を発揮できる社会の形成に向けて、男女が対等なパートナーとして社会活動に参画できる環境づくりが求められています。
- ▼男女共同参画の推進に向けては、男女がともに育児や介護を協力し合いながら行い、安心して働くことができるよう、仕事と家庭を両立できる環境づくりが求められています。

取 り 組 む の 方 向

- 固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、男女共同参画意識の向上に取り組むとともに、女性の職業生活などにおける活躍の推進を図るなど、男女がともに活躍できる場の拡大を図ります。
- 男女がともに仕事と生活を両立することができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進を図ります。

行政の主な取り組み

- ◆男女共同参画に係る啓発・教育や相談体制の充実
- ◆女性職員の管理職への登用の推進
- ◆ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた啓発

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- 性別に関わりなく家庭、職場、地域社会に参画するなど男女共同参画に対する意識の向上
- 事業者は、性別に関わりなく、仕事と生活の調和にも配慮した働きやすい環境づくりの推進

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
男女共同参画社会が実現していると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	14.3%	↗
審議会等への女性委員登用率	女性委員比率が35%を達成している審議会等／全審議会等	50.0% (H26)	↗
管理職に占める女性の割合	市役所における女性管理職／全管理職	21.7% (H27)	↗
育児休業を取得した男性職員数（累計）	市役所における育児休業を取得した男性職員数（累計）	12人 (H26)	↗

現 状 と 課 題

【現状】

○本市では、大阪府内で初めて「非核平和都市」を宣言するとともに、3月1日を「枚方市平和の日」と定めており、毎年3月に、恒久平和と震災復興の願いを込めた「平和の燈火（あかり）」を実施しています。

【課題】

▼本市では、明治29年に「禁野火薬庫」、昭和12年には、当時日本最大の爆弾製造所「枚方製造所」、昭和14年には「香里製造所」が開設されるなど、我が国屈指の軍需施設のまちとなりました。昭和14年3月1日に「禁野火薬庫」で爆発事故が発生し、死傷者約700名、被災世帯4,400世帯を超える大災害となりました。また、現在でも、世界各地で紛争やテロなど平和を脅かす問題が跡を絶たない中、将来にわたり戦争の悲惨さを風化させず、平和な社会の実現に向けた啓発に取り組んでいくことが求められています。

取 り 組 み の 方 向

- 平和な社会の実現に向けて、平和意識の向上を図り、戦争の悲惨さを後世に伝える取り組みを進めます。

行 政 の 主 な 取 り 組 み

◆平和に関する啓発の推進

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- 平和の尊さを学ぶ機会に参加するなど平和意識の向上

取 り 組 み の 進 捗 を 測 る 指 標 （施 策 指 標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
平和の大切さが継承されていると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	34.3%	↗
平和に関するイベントの参加者数	3月1日の「枚方市平和の日」などに開催する平和に関するイベントの参加者数	5,687人 (H26)	↗

現状と課題

【現状】

○本市では、妊娠婦健康診査について、全国トップレベルの助成額（平成25年度時点）に増額するなど、安心して出産できるまちづくりを進めています。

○本市では、ハイリスク分娩等に対応する総合周産期母子医療センターの機能を有する関西医科大学附属枚方病院があるなど、安心して出産できる環境が充実しています。

【課題】

▼少子化が進む中、妊娠・出産に対する不安や負担感を軽減し、次代を担う子どもたちを安心して産み育てることができる環境が求められています。

取り組みの方向

- 妊娠・出産を望むすべての人が、安心して子どもを産み育てることができるよう、母と子の心身の健康づくりを進めます。

行政の主な取り組み

- ◆妊娠婦、新生児・乳児訪問による相談支援
- ◆マタニティスクールや子育て講演会、離乳食講習会などによる妊娠婦とその家族に対する妊娠や育児に関する知識の普及
- ◆妊娠婦健康診査の実施など母子の健康管理の充実
- ◆産後ケア事業などによる母子の健康づくりへの支援
- ◆不妊症及び不育症治療に対する支援

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- 電車・バスにおける配慮など妊娠婦への支援
- 妊娠婦は、母子の健康管理に向けた妊娠婦健康診査の受診
- 妊娠婦やその家族は、妊娠や育児に関する講習会への参加
- 市民団体は、イベントやサークル活動の推進
- 事業者は、産前・産後休業制度の整備、取得促進など安心して子どもを産み育てることができる職場環境づくりの推進

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
安心して妊娠・出産できる環境が整っていると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	37.3%	↗
妊娠11週以下の妊娠の届出率	妊娠11週以下の妊娠の届出数／全届出数	95.2% (H26)	↗

現状と課題

【現状】

- 本市では、これまで子ども医療費の助成対象年齢を段階的に引き上げており、入院、通院とともに中学3年生までを助成対象（平成27年12月時点）とし、子育て世代の経済的負担の軽減を図っています。
- 平成20年の世界金融危機後の社会経済状況による保育需要の増加に伴い、平成21年度当初から保育所入所の待機児童が発生しましたが、認可保育所の定員増をはじめ、ハード・ソフト両面にわたる取り組みを進めた結果、平成26年度当初の待機児童ゼロを達成しました。
- 本市では、乳幼児を連れた保護者が気軽にかつ自由に交流できる「地域子育て支援拠点事業」を市内12か所で実施しており、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援しています。
- 本市では、平成25年4月、市役所内に常設の「ひきこもり等子ども・若者相談支援センター」を設置し、社会生活を円滑に営む上で困難を有するひきこもりや若年無業者（ニート）等の子ども・若者やその家族の相談に応じ、社会的自立に向けた支援を進めるとともに、枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議と連携し、具体的な支援につなげるよう取り組んでいます。

【課題】

- ▼近年の社会経済状況等に伴う少子化の進行や核家族化の進展、共働き家庭・ひとり親家庭の増加など、子どもの育ちや子育て支援へのニーズが増加・多様化する中で、子どもの生きる力と個性を育む環境が求められています。また、子ども・子育て支援新制度の実施により保育需要が大きく増加しており、その対応が求められています。
- ▼核家族化や地域のつながりの希薄化が進むとともに、共働き家庭の増加や就労形態が多様化している中で、保護者の子育てに対する孤立感や不安感、負担感を緩和し、安心して子育てができる環境が求められています。
- ▼児童虐待等の問題が深刻化する中、子どもの心身が健やかに成長できる環境づくりが求められています。
- ▼ひきこもり、若年無業者（ニート）、子どもの貧困など、子ども・若者をめぐる状況は大変厳しいものになっています。困難を有する子ども・若者が健やかに成長し、社会生活を円滑に営むことができるよう、支援の充実が求められています。
- ▼ひとり親家庭における子どもの健全な育成を図るため、ひとり親家庭が安心して子育てができ、自立して暮らしていける環境が求められています。

取り組みの方向

- 子どもの心身の健やかな育ちを支援するため、疾病等の予防・早期発見・早期対応の取り組みを進めます。
- 保護者の様々なニーズに応じて、子どもが安心して教育・保育を受けられる環境づくりを進めます。
- 障害児やその家族が安心して子育てできる環境づくりを進めます。
- 子育てに対する相談体制の充実を図るとともに、子育て世帯が交流できる場を確保するなど、地域の子育て支援を進めます。
- 子どもの人権擁護の推進を図るため、児童虐待等の問題に対し、発生予防・早期発見・早期対応の取り組みを進めます。
- ひきこもりや若年無業者（ニート）の社会的自立に向けた支援を行うとともに、子どもの貧困対策を推進するなど、子どもや若者が社会生活を円滑に営める環境づくりを進めます。
- 子どもの健やかな成長を支えるため、ひとり親家庭の自立に向けた取り組みを進めます。

行政の主な取り組み

- ◆乳幼児健康診査や子ども医療費の助成など子どもの健康づくりへの支援
- ◆教育・保育に係る量の確保と質の改善
- ◆放課後児童対策の拡充
- ◆保幼小の円滑な接続の推進
- ◆障害児等に対する相談支援の充実
- ◆障害児等の発達支援の充実
- ◆子育てに対する相談体制の充実
- ◆乳幼児と保護者の地域交流の場の確保
- ◆子どもが安全に過ごせる居場所づくりの推進
- ◆児童虐待防止に向けた支援プログラムの実施など発生予防の推進
- ◆児童虐待の相談体制の充実
- ◆「ひきこもり等子ども・若者相談支援センター」などによる相談体制の充実
- ◆多様な関係機関とのネットワーク体制強化による困難を有する子ども・若者への支援の充実
- ◆就業支援の推進などひとり親家庭の自立支援の充実

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- 子育て世帯は、乳幼児健康診査を受診し、疾病の早期発見と早期治療
- 子育て世帯は、地域の子育てイベントやサークルへの参加
- 子育て世帯は、家庭内だけで問題を抱え込まず、早期に関係機関などへの相談
- 積極的に子どもに関わり、虐待等の防止・早期発見できる環境づくりの推進
- 市民団体は、子育てイベントやサークルの実施など子育て世帯の交流の推進
- 事業者は、育児休業制度の整備、取得促進など子育てがしやすい職場環境づくりの推進

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
安心して子育てできる環境が整っていると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	37.9%	↗
乳幼児健康診査の受診率	1歳6か月児健康診査受診児の人数／全1歳6か月児の人数	94.0% (H26)	↗
保育所等利用待機児童数	国の定義による保育所等の利用待機児童数	36人 (H27)	↘
留守家庭児童会室待機児童数	留守家庭児童会入室の待機児童数	0人 (H27)	↘
放課後等デイサービス利用者数	学校通学中の障害児を対象に放課後や長期休暇中に生活力向上の訓練を行う放課後等デイサービスの実利用者数(月あたり)	348人 (H26)	↗
児童発達支援利用者数	就学前の障害児を対象に日常生活の基本的な動作や集団生活への適応の訓練を行う児童発達支援の実利用者数(月あたり)	128人 (H26)	↗
地域子育て支援拠点事業利用者数	子育て世帯が交流できる場を確保する地域の子育て支援拠点事業の利用者数	75,305人 (H26)	↗
児童虐待に関する相談件数	家庭児童相談所における児童虐待に関する相談件数	14,657件 (H26)	↖ ↘
児童虐待に関する相談窓口を知っている市民の割合	(市民意識調査により把握)	38.4%	↗
ひきこもり等に関する相談件数	「ひきこもり等子ども・若者相談支援センター」におけるひきこもり・若者無業者(ニート)等に関する相談件数	1,116件 (H26)	↖ ↘
ひきこもり等に関する相談窓口を知っている市民の割合	(市民意識調査により把握)	23.1%	↗
ひとり親家庭の自立支援に関する給付金受給者のうち就職した人数(累計)	ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の受給者のうち就職した人数(累計)	13人 (H26)	↗

現状と課題

【現状】

- 本市では、子どもの健やかな成長と学びを支え、社会を担う人材を育てる取り組みとして、小学校における枚方市独自の少人数（35人）学級編制を4年生まで拡充しています。また、全中学校区において小中学校間の段差の解消を図る小中連携事業に取り組むとともに、全中学校に英語教育指導助手（NET・JTE）を配置してコミュニケーション能力の育成をめざす小中一貫英語教育を推進しています。
- 本市は、平成26年4月の中核市移行により、本市独自のカリキュラムで教職員研修を実施するなど教職員の指導力向上に取り組んでいます。
- 本市では、子どもたちの学ぶ環境を整える取り組みとして、新たな学校給食の拠点となる「第一学校給食共同調理場」の建設工事を完了し、平成28年度からの中学校給食の実施に向けた取り組みを進めています。
- 本市は、障害のある児童・生徒の教育環境の充実や進路選択の拡充に向け、大阪府に対して高等支援学校の開設を働きかけ、平成27年4月に、大阪府立枚方支援学校及びむらの高等支援学校が開校されました。

【課題】

- ▼将来の社会を担う人材を育成するため、子どもの学習意欲を向上し、基礎的な学力や自ら学び考える力を伸ばしていくことが求められています。
- ▼近年、子どものコミュニケーション能力や社会適応能力、体力の低下が問題となっており、子どもの豊かな人間性や社会性、健やかな身体が育まれる環境づくりが求められています。
- ▼インターネット等によるいじめや、学校生活や家庭環境などさまざまな理由による不登校等、生徒指導上の課題が深刻化する中、子どもたちが安心していきいきと学校生活を送れる環境づくりが求められています。
- ▼近年、登下校時の交通事故や不審者により子どもが犠牲となる事件・事故が生じており、子どもが安全で安心して学べる環境づくりが求められています。
- ▼少子化の進行による児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化などが進む中で、より安全で充実した教育環境の確保が求められています。
- ▼障害のある子どもたちに対して適切な支援を行い、障害のある子どもとない子どもが、ともに育ち合える教育環境が求められています。

取り組みの方向

- 義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進するとともに、正確に理解・表現するための言語能力や思考力の育成、国際化に対応した英語によるコミュニケーション能力の育成などにより、子どもの確かな学力の定着を図ります。
- 充実した教職員研修等を通じて、高い指導力と意欲を持つ教職員の育成を図ります。
- 学校・家庭・地域が連携しながら、子どもの社会性や思いやりの心など、豊かな人間性を育むとともに、健やかな身体を育成する取り組みを進めます。
- 学校・家庭・地域・関係機関が連携を図りながら、いじめの未然防止や早期発見を図るとともに、不登校の子どもへの支援に取り組みます。
- 子どもたちの安全確保を図るため、保護者・地域・学校などが連携し、子どもが安全に安心して学べる環境づくりを進めます。
- 安全で快適に学習できる環境を確保するため、老朽化した学校施設の更新や改修、学校規模等の適正化を図るなど、教育環境の向上を図ります。
- 障害のある子どもたちの状況に応じた支援教育の充実を図り、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実を図ります。

行政の主な取り組み

- ◆小中一貫教育の充実
- ◆朝の読書や学校司書の配置による読書指導の充実
- ◆少人数指導の推進
- ◆情報通信技術（ICT）機器を活用した教育の充実
- ◆英語教育指導助手（NET・JTE）の配置による小中一貫英語教育の推進
- ◆教職員研修の充実による指導力の向上
- ◆道徳教育や体験学習などによる豊かな心の育成
- ◆健康の保持・増進や食育の推進などによる子どもの健やかな身体の育成
- ◆学校、家庭、地域が連携した学校教育の推進
- ◆人権教育の推進
- ◆いじめ問題解決に向けた警察等の関係機関との連携強化
- ◆不登校の子どもを対象とした適応指導教室の実施
- ◆いじめや不登校に対する電話相談体制の充実
- ◆通学路における危険箇所の点検調査や学校安全監視などによる安全な教育環境の確保
- ◆子どもの自ら身を守る意識の向上
- ◆学校施設の計画的な整備
- ◆学校規模等の適正化の推進
- ◆中学校給食の実施など学校給食の充実
- ◆支援教育コーディネーターによる支援教育の充実

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- 子育て世帯は、各家庭における学習環境づくりの推進
- 学習ボランティアなど学習活動の支援
- 地域と学校が一体となった地域の学校づくりの推進
- 地域の子どもに目を向け、あいさつを交わすなど積極的に関与
- 子どもに関わり、いじめなどの未然防止・早期発見につながる環境づくりの推進
- 安全パトロールに取り組むなど、子どもの登下校時の安全確保への協力
- 市民団体や事業者は、体験学習機会の提供など教育活動への協力

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
子どもたちへの教育環境が充実していると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	35.3%	↗
家で自分で計画を立てて勉強している児童・生徒の割合	(全国学力学習状況調査「児童生徒質問紙調査」により把握)	小学校児童 56.9% (H27) 中学校生徒 49.8% (H27)	↗
学校の授業時間以外に全く読書をしない児童・生徒の割合	(全国学力学習状況調査「児童生徒質問紙調査」により把握)	小学校児童 25.5% (H27) 中学校生徒 40.1% (H27)	↘
国語の授業で自分の考えを書くとき、考えの理由が分かるように気をつけている児童・生徒の割合	(全国学力学習状況調査「児童生徒質問紙調査」により把握)	小学校児童 70.7% (H27) 中学校生徒 65.6% (H27)	↗
受講した研修内容を授業等に活用している教職員の割合	研修を受講した教職員が各学校園において会議等で伝達したり授業等で実践した割合	85.6% (H26)	↗
教員が、児童・生徒一人一人のよい点や可能性を見付け、児童・生徒に伝えるなど積極的に評価している割合	(全国学力学習状況調査「学校質問紙調査」により把握)	小学校 97.8% (H27) 中学校 94.8% (H27)	↗
自分にはよいところがあると回答した児童・生徒の割合	(全国学力学習状況調査「児童生徒質問紙調査」により把握)	小学校児童 74.6% (H27) 中学校生徒 63.6% (H27)	↗
いじめの認知件数	アンケートや児童生徒からの申告等によるいじめの認知件数	小学校児童 62件 (H26) 中学校生徒 72件 (H26)	↘
不登校児童・生徒の割合	不登校児童・生徒数／全児童・生徒数	小学校児童 0.23% (H26) 中学校生徒 3.30% (H26)	↘
子どもが安全な学習環境で学校生活を過ごしていると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	43.8%	↗
学校施設整備計画に基づく整備率	学校施設整備計画第1次実施計画(前期)に基づく整備済棟数／計画における整備予定棟数	— (H27年度から実施)	↗
中学校給食の喫食率	市内19中学校の学校給食の喫食率	— (H28年度から実施予定)	↗
支援教育に関する専門的な知識・技能を持つ専門家の派遣回数	支援教育に関する専門的な知識・技能を持つ専門家を学校園に派遣した回数	147回 (H26)	↗

現状と課題

【現状】

○本市では、図書館開館日等の拡充や、インターネット予約システムの導入など、図書館サービスの充実や利便性向上の取り組みを進めています。

○本市では、プロやアマチュアを問わず、市民が主体となった文化芸術活動が非常に盛んに行われ、まちの大きな特色となっています。また、平成26年度に「枚方市文化芸術振興条例」及び「総合文化施設整備計画」を策定するなど、文化芸術の機会の充実や拠点整備に係る取り組みを進めています。

○本市では、大阪府立枚方西高等学校跡地を利用して、平成23年4月から順次、運動広場・テニスコート・体育館を開設し「伊加賀スポーツセンター」をグランドオープンしました。また、平成27年度には、市営で初めて硬式野球ができる本格的な野球場「ひらかた東部スタジアム」を開設するなど、市民のスポーツ活動の環境を充実する取り組みを進めています。

【課題】

▼市民の学びや地域社会への貢献意欲が高まる中、生涯にわたって学び、その成果を活用できる機会の充実が求められています。

▼本市では、平成26年4月に、「枚方市文化芸術振興条例」を施行し、文化芸術の振興に向けた取り組みを進めており、施設の機能不足や老朽化など課題がある現市民会館などに代わる拠点施設の整備や、市民がより一層、優れた文化芸術にふれる機会の創出、主体的に文化芸術活動を行える環境整備が求められています。

▼文化芸術は、感性と創造性を育み、生活に喜びや生きがいをもたらすものであり、まちの魅力化を図るために重要な要素であることから、より市民の文化芸術活動の裾野を広げていくことが求められています。

▼あらゆる世代の人が、健康の保持・増進や体力づくりに取り組めるよう、日常的にスポーツを安全に楽しめる環境づくりが求められています。

取り組みの方向

- あらゆる世代の人が身近なところで学ぶことができる機会の創出を図り、その成果を地域で生かし、市民同士等がつながりを育める環境づくりを進めます。
- 市民が利用しやすい魅力ある図書館運営と知の源泉となる図書館機能の充実を図り、豊かな心を育む市民の生涯学習を支援します。
- まちの価値を高め、集客と賑わいを創出する文化芸術拠点施設として総合文化施設を整備し、優れた文化芸術にふれる機会を提供するとともに、多くの市民が文化芸術活動を行うことのできる環境づくりを進めます。
- まちの魅力を創出し、まちへの愛着につながるよう、市民による身近な文化芸術活動を促進するとともに、文化芸術に対する市民の関心・理解を深める取り組みを進めます。
- 誰もが気軽にスポーツに親しみ、年齢に応じたスポーツ・レクリエーション活動ができる環境づくりを進めます。

行政の主な取り組み

- ◆市民による生涯学習への支援
- ◆学びの成果を活用できる場の提供
- ◆世代間交流などの地域のつながりによる学習支援
- ◆指定管理者制度導入など効率的・効果的な生涯学習市民センター運営
- ◆市民が利用しやすい図書館環境の充実
- ◆図書館による市民の生涯学習活動の支援・子ども読書活動の推進
- ◆指定管理者制度の導入など効率的・効果的な図書館運営
- ◆総合文化施設の整備
- ◆総合文化施設における質の高い事業を展開できる専門的人材を備えた運営主体による施設運営
- ◆枚方市文化芸術振興条例に基づく文化芸術施策の展開
- ◆学校と連携した体験事業など文化芸術に関する普及・啓発の推進
- ◆生涯学習市民センター等における市民の文化芸術活動の支援
- ◆文化芸術に関する情報発信
- ◆気軽にスポーツやレクリエーション活動ができる環境づくり
- ◆スポーツ活動の普及・促進

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- 生涯を通じて主体的な学習活動の継続
- 演劇、コンサート、展覧会の鑑賞など文化芸術にふれる機会への参加
- スポーツ活動を通じた生きがいづくりの推進
- 運動習慣の定着による健康づくりの推進
- 市民団体や事業者は、市民ニーズに対応した多様な学習機会の提供
- 市民団体や事業者は、市民が文化芸術に親しめる機会の提供
- 市民団体や事業者は、気軽にスポーツができる機会の提供や生涯スポーツを通じた世代間交流の促進

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
生きがいを持って学び続けられる環境が整っていると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	28.5%	↗
文化芸術に親しめる環境が整っていると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	17.3%	↗
気軽にスポーツ活動ができる環境が整っていると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	28.7%	↗
生涯学習市民センター利用件数	生涯学習市民センター(9施設)の利用件数	59,150 件 (H26)	↗
図書館利用者数	図書館(中央図書館・7分館)の年間来館者数	1,737,192 人 (H26)	↗
図書館貸出冊数(個人・団体)	図書館(中央図書館・7分館・11分室・自動車文庫)の年間個人・団体貸出冊数	3,730,763 冊 (H26)	↗
文化施設ホール利用者数	新たに整備する総合文化施設の大・小ホール・イベントホールの年間利用者数 ※ 総合文化施設の整備までは、現市民会館大ホールの利用者数	159,008 人 (H26)	↗
スポーツ施設利用者数	体育館・グラウンドなど市立スポーツ施設の年間利用者数	1,096,763 人 (H26)	↗

現 状 と 課 題

【現状】

○本市の中心市街地にふさわしい魅力あふれる賑わいのあるまちを構築するため、平成 25 年 3 月に「枚方市駅周辺再整備ビジョン」を策定しました。

【課題】

▼枚方市駅は、京阪沿線の中でも乗降客が多い駅の一つであり、高度経済成長期の人口増加を受け、昭和 40 年から昭和 50 年にかけて、枚方市駅周辺市街地の再開発が進められました。しかしながら、現在では、駅前の交通渋滞や周辺施設の老朽化等の問題が生じており、今後、本市の中心市街地として、地域資源を生かしながら、市の活力を創出できるよう再整備することが求められています。

取 り 組 み の 方 向

- 利便性が高く、魅力あふれる中心市街地の形成に向けて、商業、文化芸術、居住施設をはじめ、緑化等による景観など、交通結節点における様々な機能を充実できるよう、枚方市駅周辺の再整備を進めます。
- 枚方市駅周辺が、人々が集い交流し、様々な活動が活発に展開される拠点となるよう、様々なイベントの開催など賑わいづくりを創出します。

行政の主な取り組み

- ◆枚方市駅周辺再整備ビジョンの推進
- ◆枚方市駅周辺の賑わいにつながるイベントの開催や情報発信の充実

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- 枚方市駅周辺再整備への理解を深め、事業推進への協力
- 市民団体や事業者は、枚方市駅周辺の賑わいにつながるイベントの開催や情報発信の充実

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
枚方市駅周辺が賑わい、魅力あふれる中心市街地であると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	22.0%	↗
枚方市駅利用者の市域人口に対する割合	枚方市駅の乗降客数(日あたり)／市域人口	22.4% (H26)	↗
枚方市駅周辺の広場におけるイベント参加者数	枚方市駅周辺の岡東中央公園や岡本町公園で実施されたイベントの参加者数	139,300人 (H26)	↗

現 状 と 課 題

【現状】

○江戸時代、京都と大阪を結ぶ「京街道」は東海道の一部であり、「枚方宿」は東海道の56番目の宿場町として、賑わいを見せていました。現在では、枚方宿地区において、毎月1回、手作り市である「五六市」が開催され、市内外から多くの観光客が訪れています。

○本市には、特別史跡「百濟寺跡」、幕末に勝海舟が設計したとされる「楠葉台場跡」など、歴史文化遺産が残っています。

○本市には特色のある6つの大学が立地しており、「学園都市ひらかた推進協議会」などにおいて、各大学が持つ専門的な知識や情報を生かしながら、互いに協力して魅力あるまちづくりに取り組んでいます。また、校区コミュニティ協議会と大学が連携した地域のまちづくり活動なども進められています。

【課題】

▼市民の地域に対する愛着を育み、都市の魅力を高めていくため、本市が有する豊かな歴史文化遺産を活用し、後世に伝えていくことが求められています。

▼本市の歴史文化遺産や枚方宿、菊文化、淀川舟運、遊園施設、東部地域の自然などの貴重な観光資源を活用しながら市の魅力を発信し、地域内外の人々の交流を促進することで、まちの賑わいを創出するとともに、市内の定住人口の確保につなげていくことが求められています。

▼少子高齢化・人口減少が進行し、まちづくりの担い手が不足する中、本市にある各大学の知的資源や多くの学生の活力を地域のまちづくりに生かすことが求められています。

取 り 組 み の 方 向

- 歴史文化遺産を活用したまちづくりを推進し、情報発信を充実することにより、まちへの愛着を育みます。
- 本市が有する歴史文化遺産や淀川、東部地域の自然などの貴重な観光資源を効果的に発信し、地域内外の交流機会の創出を図ります。
- 大学の知的資源をまちづくりに生かすため、「学園都市ひらかた推進協議会」などによる大学施設を利用した学習・交流機会の充実や産学公の連携による取り組みを進めます。
- 学生の活力を生かしたまちづくりを進めるため、教育など様々な分野で、学生のまちづくりへの参画を図ります。

行政の主な取り組み

- ◆特別史跡百濟寺跡などの歴史文化遺産の保存・活用
- ◆歴史文化遺産の情報発信の充実
- ◆歴史や文化などの観光資源の情報発信の強化
- ◆観光資源を活用した地域内外の交流機会の創出
- ◆若者の交流機会の創出に向けた支援
- ◆大学による生涯学習講座や小学生対象の学習体験の実施など市内大学との連携・交流の促進
- ◆产学公の連携の促進
- ◆学生の地域の各種行事への参加の促進

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- 本市特有の歴史文化、観光資源への理解を深めるとともに、その魅力の発信
- 市民団体は、学生ボランティアの受け入れ体制の強化
- 市民団体や事業者は、地域資源を生かしたイベントの開催など地域活性化に向けたまちづくり活動の推進
- 大学は、生涯学習講座の実施など、保有する知的資源を活用した取り組みの推進
- 事業者や大学は、新産業・新技術の創出に向けた連携の推進

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
市の観光資源が生かされ、人々の交流が盛んに行われていると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	20.8%	↗
旧田中家鑄物民俗資料館等と学校教育との連携行事参加者数	旧田中家鑄物民俗資料館及び枚方宿鍵屋資料館の市内小学校の団体入館者数及び資料館職員が市内小学校に出向いて行う出前講座の受講者数	4,478人 (H26)	↗
観光ステーション利用者数	市内の観光情報の発信や、枚方のオリジナルグッズを扱うひらかた観光ステーションにおける購入者数	28,270人 (H26)	↗
市と大学との連携事業に参加した市民の人数	ひらかた市民大学・子ども大学探検隊に参加した市民の人数	343人 (H27)	↗
市と大学との連携事業に参加した学生数	イベントの開催など市と市内大学との連携事業に参加した学生数	1,788人 (H26)	↗

現 状 と 課 題

【現状】

○本市では、雇用機会の確保及び就労促進を目的として、枚方市・寝屋川市・交野市・大阪府等とともに実施する「三市合同企業就職面接会」や、ハローワーク枚方と連携した各種就職面接会を開催しています。

【課題】

▼介護・建設など特定の分野では恒常的な人材不足や雇用のミスマッチなどの課題が生じています。また、厳しい経済・雇用情勢を背景に、非正規雇用の増加など、雇用形態・労働環境が複雑化する中、安心して働くことができる環境が求められています。

取 り 組 み の 方 向

- 就職困難者に対する就労支援をはじめ、地域の実情に応じた新たな雇用機会の創出など、雇用対策の充実に取り組みます。

行政の主な取り組み

- ◆合同企業就職面接会や企業向けセミナーの開催など雇用対策の充実
- ◆市内大学の学生を含む若年層の市内企業への就労に向けたマッチングの取り組み
- ◆就労支援コーディネーターによる就労相談の推進
- ◆生活困窮者に対する就労支援

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- 就業希望者は、就業のための積極的な技能の向上
- 事業者は、就労体験や就職支援セミナーなどを通じた就業サポートの実施

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
市内での産業活動が活発に行われていると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	18.3%	↗
地域就労支援センター相談者等のうち就労に結びついた人数	地域就労支援センター相談者及び合同企業就職面接会参加者のうち実際に就労に結びついた人数	67人 (H26)	↗
就労支援対象者（生活保護受給者・生活困窮者）のうち就労に結びついた人数	生活保護受給者及び生活困窮者のうち就労支援事業及び「就労支援ひらかた（ハローワークコーナー）」において実際に就労に結びついた人数 ※生活困窮者への就労支援はH27年度から実施。また、「就労支援ひらかた」はH27年4月から開設	131人 (H26)	↗

現 状 と 課 題

【現状】

○本市では、平成22年に「枚方市産業振興基本条例」を制定し、事業者、行政、経済団体、市民などが連携・協力して産業振興に向けた取り組みを進めています。

○本市では、これまで高度経済成長の中で製造業を中心とした企業団地が形成されてきました。その後、関西文化学術研究都市構想に基づく津田サイエンスヒルズの企業立地が平成25年度に完了したことで市内に7つの企業団地が形成されました。これは本市産業の大きな特色となっています。

○本市では、新たな事業の創出支援、地域産業の育成及び振興を図るために設置された「地域活性化支援センター」を中心にして、ビジネスカフェや創業実践塾、インキュベートルームの貸し出しなど、創業に係る様々な段階に応じた支援を行っています。

【課題】

▼人口減少の中にあっても、雇用の創出や税収の確保などを通じて活力あるまちづくりを進めていくため、経済活動の基盤となる産業の振興が求められています。

▼市内企業の大半を占める中小企業では厳しい経営状況が続いていることから、経営基盤の強化による競争力の向上が求められています。

▼地域産業の活性化に向けて、市内の産業技術や観光資源といった特徴ある地域資源などを活用しながら、新たな創業やビジネス展開ができる環境が求められています。

▼商店街は日常の買い物に欠かせない身近なものであるとともに、地域の活性化に欠かせない重要な役割を果たしていることから、大規模小売店舗との共存共栄が求められています。

取 り 組 み の 方 向

- 企業誘致を促進するほか、企業団地などを中心に製造業の集積を図るなど、市内産業の活性化を図ります。
- 中小企業の競争力強化のため、経営基盤の強化を図るとともに、産業技術や製品などを広く発信することで、市内産業の振興を図ります。
- 創業を希望する個人等が市内で独立創業できる環境づくりの充実を図ります。
- 市内の企業・個人等が特徴ある地域資源などを活用した新たな事業展開に取り組める環境づくりを進めます。
- 身近な地域で買い物ができる利便性の向上や、地域活力の向上を図るため、主体的に取り組む商店街の活性化を図ります。

行政の主な取り組み

- ◆産業集積地域における新規立地等に対する支援
- ◆地域活性化支援センターにおける経営相談
- ◆融資の信用保証料補給など小規模企業への経営支援
- ◆市内産業の情報発信
- ◆創業者の増加に向け、創業の準備から創業後のフォローまで段階に応じた創業支援
- ◆医療分野などの地域資源を活用した新規ビジネスや新たなコミュニティビジネス等への支援
- ◆地域活性化に主体的に取り組む商店街への支援

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- 新規事業に関心を持ち、創業する人の応援
- 事業者は、事業者間のネットワークで、積極的に情報を共有しながら、地域経済活性化の促進
- 事業者は、自らの創意工夫により、経営基盤の安定及び強化を図り、経営革新、技術革新等を推進
- 商業団体は、商店街などの賑わいづくりの支援
- 商店街と地域が一体となり、地域に根づいた商業の持続的な活性化

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
【再掲】 市内での産業活動が活発に行われていると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	18.3%	↗
地域産業基盤強化奨励金を受けて、新規立地及び設備投資した件数（累計）	地域産業基盤強化奨励金制度の認定を受けて、市内の産業集積地域において製造業事業者が新規立地や設備投資を行った件数（累計）	17件 (H26)	↗
工業事業所数	従業者4人以上の市内の工業（製造業）事業所数（工業統計調査より）	308事業所 (H25)	↗
地域活性化支援センターホームページ等のアクセス数	市内産業を発信する「地域活性化支援センターホームページ」及び「ものづくり企業支援総合サイト」のアクセス数	396,980件 (H26)	↗
市の創業支援を受けて創業した件数	地域活性化支援センターにおける創業支援や地域資源を活用した新規事業支援により創業した件数	21件 (H26)	↗
市内企業が市の支援を受けて各種展示会の出展に取り組んだ件数	市内企業が市の支援制度を活用して、各種展示会に出展し販路拡大に取り組んだ件数	17件 (H26)	↗
商店街が市の支援を受けて活性化に取り組んだ件数	商店街が市の支援制度を活用して、活性化に取り組んだ件数	32件 (H26)	↗
商業事業所数	市内の商業（卸売業・小売業）事業所数（経済センサス活動調査より）	2,553事業所 (H24)	↗

現 状 と 課 題

【現状】

○本市では、平成26年度に、農業の後継者の育成に向けて「都市農業ひらかた道場」を開設しました。本市農業の将来を担う新規就農者や農業経営者の輩出をめざしており、市町村が主体となって実施するのは大阪府内初で、全国的にも珍しい取り組みとなっています。

【課題】

▼安心できる食に対する市民ニーズが高まる中、新鮮で安全な地元農産物を供給する地産地消や環境にやさしい農業を促進する取り組みが求められています。

▼農業従事者の高齢化や後継者不足等により耕作面積が減少する中、都市における農地は自然空間の保全や雨水の保水などの防災機能も担っていることから、農地の保全に向けて次代を担う後継者を確保するとともに、「農」について市民の理解を深める取り組みが求められています。

取 り 組 む の 方 向

- より新鮮で安全な農産物を供給するため、地産地消の推進や環境にやさしい農産物の普及・拡大を図ります。
- 「農」を守るため、農業の担い手を育成し、本市での就農を促進するとともに、幅広い世代で「農」とふれあう機会の充実を図ります。

行政の主な取り組み

- ◆学校給食における地元農産物の利用など地産地消の推進
- ◆エコ農産物など環境にやさしい農産物の普及
- ◆農業後継者育成や農地確保等による新規就農者支援
- ◆農業体験など「農」とふれあう機会の充実

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- 地元農産物の購入など地産地消の促進
- 生産者は、安全・安心で良質な農産物の安定的な供給

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
農地が保全されるなど、「農」を守り、生かされていると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	21.6%	↗
エコ農産物認証申請栽培面積	農薬の使用回数や化学肥料の使用量など一定基準を満たすエコ農産物認証を申請して、認証された面積	5,908.2 ヘクタール (H26)	↗
市内各所での「ふれあい朝市」の開催回数	枚方市駅周辺をはじめとした市内各所での「ふれあい朝市」の開催回数	735 回 (H26)	↗
「都市農業ひらかた道場」の研修修了生のうち就農を開始した人数	新規就農を希望する「都市農業ひらかた道場」の研修修了生のうち就農を開始した人数	0 人 (H26)	↗
農業ふれあい体験者数	地元農家が育てた野菜などを収穫する農業ふれあいツアーワークの体験者数	5,217 人 (H26)	↗
食農体験学習実施校数	地元農家の指導により植付から収穫までを連続的に体験する食農体験学習を実施した小学校数	18 校 (H26)	↗

現 状 と 課 題

【現状】

○本市の氷室（杉・尊延寺・穂谷地区）や津田といった東部地域には、日本の原風景とも言える里山が今も残されており、ボランティア団体により里山保全に向けた取り組みが行われています。

○本市では、平成16年4月に淀川左岸堤防以西の区域、平成20年11月に第二京阪道路本道より東側の区域（茄子作南町を除く）が鳥獣保護区に指定されるなど、野生鳥獣の保護を図っています。

【課題】

▼動植物の主な生息・生育の場となっている里山などの自然環境や市街地に残された農地などのみどりは、地球温暖化の防止や、市民に憩いと潤いを与えてくれる身近なみどりとして景観形成の一翼を担うほか、防災機能などの重要な役割を担っていることから、次世代へ継承していくことが求められています。

取 り 組 む の 方 向

●里山などの豊かな自然空間を保全・継承していくため、自然と親しみ、自然の大切さを発信するとともに、森林ボランティア育成などに取り組みます。

●市街地に残された貴重な農地や樹林地の保全に取り組みます。

行政の主な取り組み

- ◆みどりの基本計画の推進
- ◆自然環境の保全に向けた意識啓発
- ◆野外活動センターなどを活用した自然環境とのふれあいの促進
- ◆里山保全活動への支援
- ◆農地や樹林地の保全

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- 里山などの自然を活用した環境学習の場、生き物とのふれあいの場への参加
- 里山保全のためのボランティア活動への参加
- 市民団体は、里山保全活動の実施や啓発の推進

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
里山や農地などの豊かな自然環境が保全されていると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	40.3%	↗
森林ボランティア育成講座修了者数（累計）	森林ボランティア育成講座の受講者のうち、規定の日数に出席し、修了証を取得した人数（累計）	246人 (H26)	↗
里山保全活動団体の活動日数	東部地域で活動する里山保全活動団体の年間活動日数	1,952日 (H26)	↗
緑地面積	都市公園やそれに準じる施設、緑地保全地域などの法律や条例などで土地利用を管理して確保する緑地など、将来にわたって確保される可能性の高い担保性のある緑地の面積	1,516ha (H26)	↗
東部地域の緑被率	第二京阪道路以東の地域における緑で被われた土地の面積の割合	77.9% (H26)	→

現 状 と 課 題

【現状】

○本市域の中央部に位置する「山田池公園」、北部に位置する「市民の森」、東部に位置する「王仁公園」、西部に位置する「淀川河川公園」などの市内の公園は、四季折々の花とみどりを楽しむことができ、都会の中の癒し空間となっています。また、平成22年度には、市民の憩いの場所や防災機能を兼ね備えた街区公園として「印田町ふれあい公園」を整備しました。

【課題】

- ▼開発や都市化に伴い緑地空間が減少している中、まちなかで自然を実感できるようなみどりを創出することが求められています。
- ▼まちの魅力を高めるため、子どもたちなどが気軽に向き自然とふれあえる公園や河川敷など、生活にやすらぎや潤いを感じることができる環境づくりが求められています。

取 り 組 み の 方 向

- 市民が日常生活の中で、自然とふれあい親しめる場を確保するため、まちなかのみどりや、子育て世帯など幅広い世代の人々にとって憩いの場となる公園、河川敷などの緑地空間を守り、創出します。

行政の主な取り組み

- ◆みどりの基本計画の推進
- ◆公園等の整備・管理
- ◆地域の緑化活動の支援

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- 地域における緑化活動への参加
- 市民団体や事業者は、樹木や花の栽培に取り組むなど緑化の推進

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
普段の生活の中でみどりとふれあえると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	48.4%	↗
街路樹延長距離	市道の緑化済道路延長距離	34,283m (H26)	↗
桜の植樹本数（累計）	市内における桜の植樹本数（累計）	4,455本 (H26)	↗
【再掲】 緑地面積	都市公園やそれに準じる施設、緑地保全地域などの法律や条例などで土地利用を管理して確保する緑地など、将来にわたって確保される可能性の高い担保性のある緑地の面積	1,516ha (H26)	↗
まちなかの緑被率	第二京阪道路以西の地域における緑で被われた土地の面積の割合	29.7% (H26)	→

現 状 と 課 題

【現状】

○本市では、平成25年4月に、老朽化した穂谷川清掃工場粗大ごみ処理施設の代替施設として、東部清掃工場内に資源回収能力を向上させた粗大ごみ処理施設を整備しました。また、穂谷川清掃工場内に市民ボランティアによるリユース・リサイクル活動の新たな拠点となる「ひらかた夢工房」をオープンするなど、ごみの減量・リサイクルの普及・啓発に取り組んでいます。

【課題】

- ▼循環型社会の形成に向けて、ごみの発生を抑制するとともに、ごみの再資源化に取り組むことが求められています。
- ▼将来のごみ量を見据えながら、環境に配慮した安定的かつ効率的なごみ処理が求められています。

取 り 組 み の 方 向

- ごみの発生抑制を最優先に、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を推進します。
- 穂谷川清掃工場第3プラントの老朽化に伴い、新たなごみ処理施設の整備を進めます。

行政の主な取り組み

- ◆ごみの減量・分別の啓発の推進
- ◆小型家電リサイクルなどの各種リサイクルの推進
- ◆市民によるリサイクル活動の支援
- ◆京田辺市との広域連携による新たなごみ処理施設の整備

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- ごみの排出の少ない商品や耐久性に優れた商品などの購入
- ごみ分別の徹底、ごみ出しルールの順守
- 市民団体は、リサイクル活動の実施や啓発の推進
- 事業者は、排出者責任に基づくごみの発生抑制、適正処理の実施

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
ごみ減量や資源循環が進んでいると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	45.5%	↗
市民 1 人当たりのごみの排出量	ごみの排出量(日あたり)／人口	856 g (H26)	↘
ごみの資源化率	資源化できたごみの量／ごみの排出量	21.9% (H26)	↗
新たなごみ処理施設整備の進捗状況	(工程管理により把握) 京田辺市との広域連携による新たなごみ処理施設整備の進捗状況	広域連携の基本合意 (H26)	整備完了 (H35 予定)

現 状 と 課 題

【現状】

○本市では、継続的に水環境や大気環境などの環境監視を行っており、河川水質及び大気環境の状況は長期的に改善傾向で推移しています。

○本市では、快適な生活環境を支え河川の水質汚濁防止のため、昭和33年より公共下水道を計画的に整備してきました。住居系地域など早期概成に向けて、引き続き污水管の整備工事を進めています。

【課題】

- ▼良好な生活環境を確保するため、大気汚染や騒音などの公害のほか、産業廃棄物などの不法投棄や野焼きといった不適正な処理による環境汚染を防止することが求められています。
- ▼安全な水は、市民生活に欠かせない貴重なものであることから、良質な水道水を将来にわたって安定的に供給するとともに、水の適切な処理・排水による健全な水循環を維持することが求められています。

取 り 組 み の 方 向

- 大気・土壤汚染等の公害の未然防止を図るとともに、産業廃棄物などの発生抑制や適正処理の推進に取り組みます。
- 市民の生活や産業活動を支えるため、安全で良質な水を将来にわたって安定的に供給します。
- 河川や水路、池などの水質汚濁の防止を図るため、公共下水道の整備を促進するとともに、生活排水等の適正処理を進めます。

行政の主な取り組み

- ◆大気や水質、騒音等の環境監視の実施
- ◆工場・事業場への公害防止指導の実施
- ◆産業廃棄物などの適正処理に関する啓発・監視
- ◆水道施設の計画的な更新・改良・耐震化
- ◆公共下水道（汚水）の整備及びし尿等の適正処理

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- 大気や騒音など良好な生活環境への配慮
- 産業廃棄物などの適正な処理
- 河川への負荷を軽減するため、公共下水道への積極的な接続
- 事業者は、公害防止対策の実施

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
安全で良好な生活環境が確保されていると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	42.5%	↗
環境基準（大気・騒音）の達成状況	環境監視による大気・騒音の環境基準達成度	大気 89.3% (H26) 騒音 96.3% (H26)	↗
産業廃棄物の不適正処理に関する通報に対する処理完了率	産業廃棄物の不適正処理に関する通報のうち、処理が完了した件数／通報件数	86.7% (H26)	↗
耐震性能を有する水道管路の割合	耐震性能を有する水道管路延長距離／水道管路延長距離	19.9% (H26)	↗
環境基準（水質）の達成状況	環境監視による水質(BOD)の環境基準達成度	66.7% (H26)	↗
公共下水道（汚水）の人口普及率	公共下水道整備人口／行政人口	95.1% (H26)	↗
生活排水の適正処理率	生活排水の処理人口(公共下水道接続人口+合併処理浄化槽処理人口等)／行政人口	96.5% (H26)	↗

現 状 と 課 題

【現状】

○本市では、平成25年4月に、独自の環境マネジメントシステムであるH-EMS（枚方市環境マネジメントシステム）を構築し、積極的に環境保全の取り組みを進めています。

○本市では、平成25年7月に、公共施設の敷地内に大型太陽光発電設備「枚方ソラパ」（発電出力：600kw）を設置するとともに、市民に対し住宅用太陽光発電システム設置費用を一部助成し、既設の太陽光発電設備等と合わせて、1,000kwのメガソーラー10基分に相当するコラボメガソーラーの取り組みを実現するなど、再生可能エネルギーの導入を積極的に進めています。

【課題】

- ▼地球温暖化など地球規模で環境問題が顕在化する中、太陽光などの再生可能エネルギー利用を普及・促進し、化石燃料などに頼らない低炭素社会を実現することが求められています。
- ▼地球環境の保全に向けて、市民や事業者、行政などあらゆる主体が環境に対する意識を高め、それぞれの役割を果たしながら、省エネルギーに取り組むことが求められています。

取 り 組 み の 方 向

- 再生可能エネルギーの利用拡大を進めます。
- 市民や事業者、行政などあらゆる主体が連携・協力しながら、環境教育・学習を推進するとともに、省エネルギーの取り組みを進めます。

行政の主な取り組み

- ◆太陽光発電など再生可能エネルギーの普及・啓発
- ◆環境教育・学習の推進
- ◆エコライフの普及・促進
- ◆CASBEEの導入など新たな公共施設の省エネルギー化の推進
- ◆ヒートアイランド対策の実施

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- 太陽光発電など再生可能エネルギーの積極的な導入
- 日常生活において省エネルギー、省資源などのエコライフ、環境に配慮した消費行動の実施
- 市民団体は、環境負荷の少ないライフスタイルの啓発の推進
- 事業者は、事業活動において省エネルギー、省資源の推進

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
地球温暖化対策の取り組みが進んでいると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	16.2%	↗
公共建築物における太陽光発電量	公共建築物における太陽光発電の総出力	1,105kW (H26)	↗
市民1人当たりの市内の二酸化炭素排出量	市内の二酸化炭素排出量／人口	4.5t-CO ₂ (H24暫定)	↖

現状と課題

【現状】

○本市では、環境美化の取り組みとして、市民グループや地元企業などに市が管理している道路や公園などの公共の場所において、継続的に美化活動を実施していただくアダプトプログラムを実施しており、複数の公共場所を総合的に活動区域とする「枚方市アダプトプログラム」と、市が管理する公園や緑地のみを活動区域とする「枚方市公園、緑地等のアダプトプログラム」があり、あわせて約200団体が参加しています。

○本市では、平成26年4月に中核市に移行し、景観行政団体として、景観計画の策定や景観条例の施行を行い、より一層良好な景観形成の推進をめざしています。

【課題】

- ▼ごみのポイ捨てなどのマナー違反をなくすとともに、地域での美化活動を充実するなどまち美化意識のさらなる向上が求められています。
- ▼今後、誰もが訪れたい、住み続けたいと思える魅力あるまちづくりに向け、自然や歴史など地域資源を生かした美しく魅力的な景観を形成していくことが求められています。

取り組みの方向

- きれいなまちをつくるため、一人ひとりがポイ捨てなどのマナーに反する行為をなくすとともに、地域の道路・公園などの美化活動を促進するなど、まちの美化に向けた取り組みを進めます。
- 美しく快適なまち並みの形成に向けて、里山の景観や枚方宿地区などの歴史的景観、住宅地の景観など地域の特性に応じた魅力あふれる景観づくりを進めます。

行政の主な取り組み

- ◆ポイ捨て等防止条例の周知などのまち美化の啓発
- ◆道路・公園などの地域の美化活動（アダプトプログラム）の支援
- ◆都市景観基本計画の推進など景観形成の推進
- ◆里山保全の推進
- ◆枚方宿地区歴史的景観の保全など景観形成の取り組みの支援
- ◆屋外広告物の規制

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- ポイ捨てや歩きたばこをしないなどまちの美化に向けた意識の向上
- まちの美化活動などへの積極的な参加
- 自然や景観など地域の特性に配慮したまちづくりへの協力
- 市民団体や事業者は、地域清掃の実施などまち美化の推進

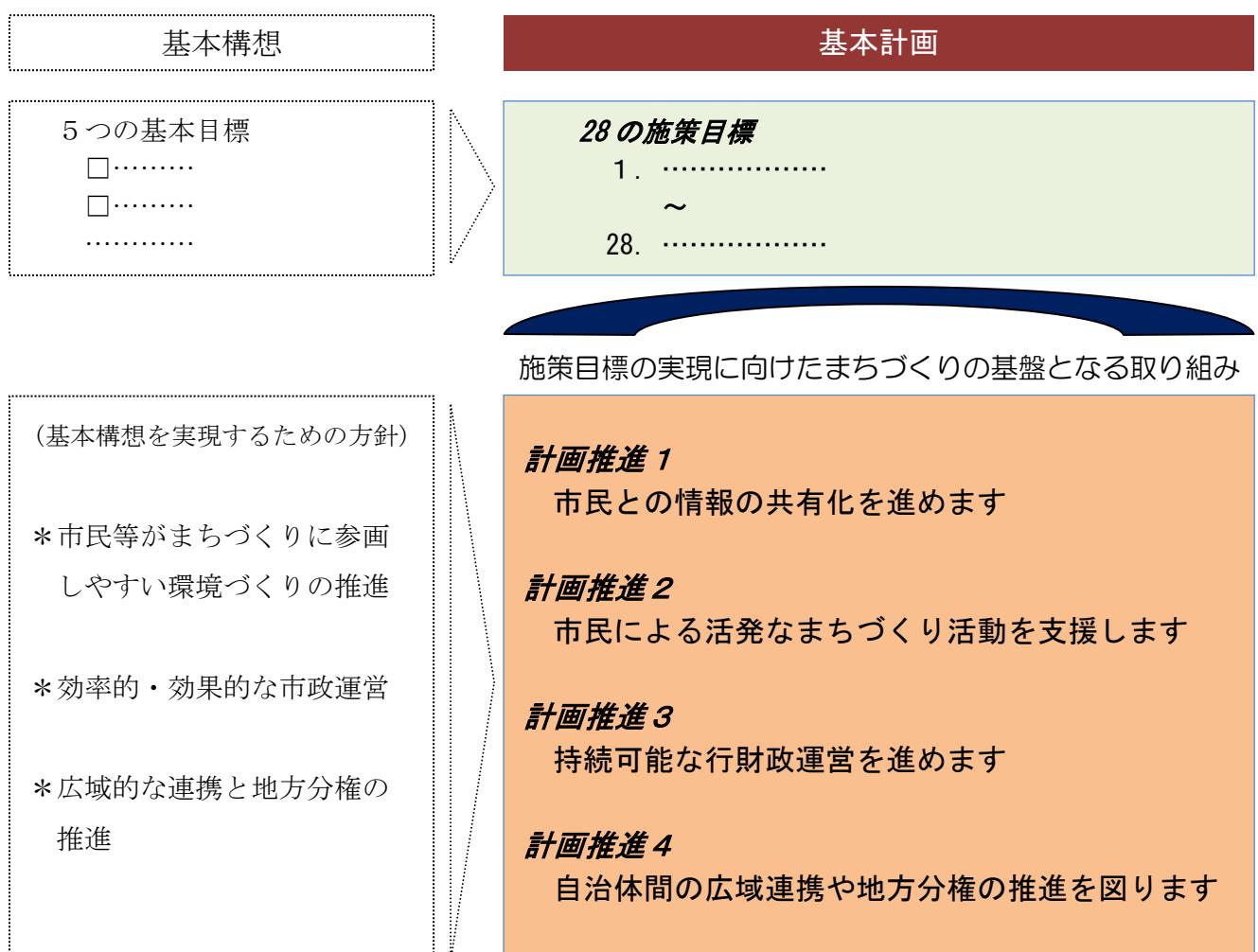
取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
まちの美化が進んでいると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	38.9%	↗
継続して環境美化活動を行う市民団体数	公共場所(駅前・道路・公園等)の美化活動を行う市民活動団体(アダプトプログラム登録団体)数	209 団体 (H26)	↗
修景補助を受けた建物の件数（累計）	歴史的景観保全地区において市からの修景補助を受けた建物修景件数（累計）	36 件 (H26)	↗
景観アドバイザーより助言を受けた件数（累計）	建築等に関する計画を進める際に、景観アドバイザーより助言を受けた件数（累計）	8 件 (H26)	↗

4 計画の推進に向けた基盤づくり

今後、少子高齢化が進み、厳しい財政状況が見込まれる中、基本計画に掲げる全28の施策目標の実現に向けた取り組みを着実に進めていくためには、市民などのあらゆる主体が連携・協力しながらまちづくりに参画できる環境をつくるとともに、行政においては、財源や人的資源を効率的・効果的に活用しながら行政運営を進めるなど、まちづくりの基盤となる取り組みを進めいくことが必要です。

のことから、基本計画の推進に向けた基盤づくりとして、次のような取り組みを進めます。



(基本構想を実現するための方針)

- *市民等がまちづくりに参画しやすい環境づくりの推進
- *効率的・効果的な市政運営
- *広域的な連携と地方分権の推進

計画推進 1

市民との情報の共有化を進めます

計画推進 2

市民による活発なまちづくり活動を支援します

計画推進 3

持続可能な行財政運営を進めます

計画推進 4

自治体間の広域連携や地方分権の推進を図ります

市民との情報の共有化を進めます

現状と課題

【現状】

○本市の広報紙「広報ひらかた」は、毎月1回と、特集号などを発行しており、多彩な情報を市民にわかりやすく提供することや、紙面への市民参加、コミュニティの促進などを図っています。また、ホームページについては、市政情報を迅速に提供するため、CMS（コンテンツマネジメントシステム）を活用して充実を図るとともに、ツイッターなどを活用した情報発信にも取り組んでいます。

○本市では、市民の声を市政に反映させるため、アンケートで市政についての意見・提案などを聴く「市政モニター制度」や、市が定める計画や条例についての意見を聴く「インターネットアンケート」を実施しています。また、市民との対話によるまちづくりを進める取り組みとして、「ひらかた未来トーク」を開催しています。

【課題】

▼市民、市民団体、事業者が主体的にまちづくり活動に参画できるよう、市政や地域の情報を積極的に発信することで、地域課題などの共有化を図ることが求められています。

▼市民が住み続けたい、市外の人が住みたいと思えるよう、市の魅力について市内外へ広く情報発信することが求められています。

▼情報通信技術が飛躍的に発展する中、その活用により暮らしの利便性を高めていくことが求められています。

▼今後、ますます市民と行政が連携・協力してまちづくりを進めていくことが必要となる中で、広く市民の声を聴きながら、施策に取り組んでいくことが求められています。

取り組みの方向

●市民、市民団体、事業者、行政が、ともに地域課題などを共有しながらまちづくりを進めるため、市政や地域の情報を積極的に提供するとともに、人を呼び込むような市の魅力を市内外へ広く発信するなど、情報発信力の強化を図ります。

●情報通信技術を活用しながら、電子自治体の取り組みを推進し、行政サービスの向上を図ります。

●市民からの意見を広く聴取し、取り組みの成果や課題などを市民と共有し、連携・協力を図りながら、まちづくりを進めます。

行政の主な取り組み

- ◆広報紙やホームページ、ツイッターなどのソーシャルメディアを活用した情報発信の充実
- ◆オープンデータの活用促進など電子自治体の推進
- ◆多様な広聴手法の活用

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- 広報紙やホームページなどを活用し、積極的な市政情報の収集
- ソーシャルメディアなどを活用した市政情報の拡散
- 市政に関心を持ち、市政モニターへの登録やインターネットアンケートなどの回答による積極的な意見の発信
- 市民団体や事業者は、地域の情報や活動内容について積極的な情報発信

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
行政からの情報発信が充実していると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	32.9%	↗
行政に対し意見を言う場が確保されていると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	9.8%	↗
市ホームページの年間ユーザー数	市ホームページを年度内に1回以上利用したユーザー数	1,435,384件 (H26)	↗
粗大ごみ戸別収集のインターネット予約受付率	粗大ごみ戸別収集のインターネット予約受付件数／粗大ごみ戸別収集の予約受付件数	2.5% (H26)	↗
住民票等のコンビニ交付件数	住民票・印鑑証明書・課税証明書のコンビニ交付件数	14,641件 (H26)	↗
市政モニターの回答率	市政モニターを対象としたアンケートの回答数／市政モニター登録者数	82.9% (H26)	↗

市民による活発なまちづくり活動を支援します

現状と課題

【現状】

○本市では、各校区コミュニティ協議会に対して補助金を交付し、安全で魅力あるまちづくりや地域住民の連携を推進しています。また、地域における公共サービスの担い手であるNPO法人に対して活動補助を行っています。

○本市では、平成13年度から暫定利用してきた「サプリ村野」を、まちづくり活動の拠点施設として整備するため、耐震化及び改修工事を実施し、平成25年度にリニューアルしました。

【課題】

▼今後、ますます多様化・複雑化する地域課題に対応していくためには、地域のコミュニティやNPOなどの主体がまちづくりに参画しやすい環境を整備することが求められています。

取り組みの方向

●市民などによるまちづくり活動が活性化されるよう、ネットワークづくりの場の提供のほか、若手を中心とした新たな担い手の育成など、多様な手法により支援します。

行政の主な取り組み

- ◆校区コミュニティ協議会への支援
- ◆NPO・ボランティアなどの活動支援
- ◆市民の地域活動への参画に向けた啓発
- ◆市民活動に関する情報提供やネットワークづくりの支援
- ◆学生のまちづくり活動への参画の働きかけ

市民、市民団体、事業者の主な取り組み

- コミュニティ活動やイベントなど地域活動への積極的な参加
- 市民団体は、学生ボランティアなどの受け入れ体制の強化
- 市民団体や事業者は、まちづくり活動への参画

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
市民によるまちづくり活動が活発であると感じている市民の割合	(市民意識調査により把握)	19.3%	↗
市内NPO、ボランティアの団体数	ひらかた市民活動支援センター、サプリ村野NPOセンター及び枚方市ボランティアセンターの登録団体数	342 団体 (H26)	↗
特定非営利活動法人(NPO法人)の法人数	市内にのみ事務所を有する特定非営利活動法人(NPO法人)の認証を受けている法人数	113 法人 (H26)	↗
自治会等加入世帯率	自治会等に加入している世帯数／全世帯数	70.9% (H26)	↗

持続可能な行財政運営を進めます

現状と課題

【現状】

- 平成 24 年度に、本市が進める行政改革の方向性を明らかにする「枚方市新行政改革大綱」を策定するとともに、事務事業総点検や改革・改善サイクルの運用などにより事務事業の見直しや改善を行うなど、効率的・効果的な行政運営に向けた取り組みを進めています。
- 本市では、バブル経済崩壊以降、財政状況が大幅に悪化し、平成 7 年度の普通会計決算における実質収支が赤字となりましたが、その後、行政改革を進め、人件費の削減など大幅な経費削減に取り組んだ結果、平成 14 年度以降は実質収支の黒字が続いています。
- 本市では、市有建築物の安全性と機能性を維持し延命化を図るとともに、財政負担の平準化を図るため策定した保全計画に基づき、計画的な改修を進めています。
- 本市では、市有財産を都市経営上の資源ととらえ、有効活用を図ることを目的に、平成 24 年度に、「市有財産等の有効活用に関する基本方針」を策定しました。また、平成 26 年度には、公共施設にかかる様々な情報を一元的に整理・集約した「枚方市公共施設白書」を公表し、有効活用の取り組みを進めています。
- 本市では、平成 23 年 4 月に、上下水道組織を統合し、料金部門など共通業務一元化による経費削減、窓口一本化によるサービス向上を図るとともに、平成 24 年 4 月には、子ども青少年部を新設し、教育委員会で所管している青少年施策に関する事務を市長部局に移管することで、子育て支援から青少年の健全育成までの取り組みを総合的に捉えた効果的な施策の展開を図るなど、スリムで機能的な組織体制を構築し、より効率的・効果的な行政経営を進めてきました。
- 本市では、中核市移行などの状況変化に対応し、さらなる行政サービスの向上を図るため、平成 25 年 1 月に「職員の成長を支えるための基本方針」を策定しました。

【課題】

- ▼少子高齢化とともに人口減少が進む中にあっては、市税収入の増加が見込めないと同時に、社会保障関係費の増加や老朽化した公共施設への対応などが課題となることから、これらに対応しながら、市民、市民団体、事業者のニーズに沿った効率的・効果的なまちづくりを進めていくため、更なる行政改革に取り組んでいくことが求められています。
- ▼今後、社会保障関係費や市有財産の維持・保全に要する支出の拡大が想定され、市税収入の増加が見込めない状況の中、持続可能な財政構造の構築を図り、健全な財政運営を進めていくことが求められています。
- ▼道路や上下水道などの都市基盤や市有建築物については、老朽化の進行により、今後、更新時期が集中することから、計画的な改修・更新が求められています。
- ▼公共施設などの市有財産については、少子高齢化・人口減少などの社会状況の変化やその利用需要の動向を踏まえながら、最適に活用・配置していくことが求められています。
- ▼市民、市民団体、事業者のニーズが多様化・複雑化する中、社会経済情勢の変化に適切に対応できる行政組織の体制構築が求められています。
- ▼マイナンバー制度の導入や不正アクセス、コンピューターウィルス等の脅威の顕在化などを踏まえ、市において取り扱う個人情報の保護に関する取り組みをより一層促進することが求められています。
- ▼厳しい財政状況の中、社会経済情勢の変化に伴い多様化・複雑化する市民、市民団体、事業者のニーズに的確に対応できる人材の育成が求められています。

取り組みの方向

- 効率的・効果的な行政経営を進めるため、事務事業の見直し・改善、民間活力の活用など行政改革の取り組みを進めます。
- 選択と集中の視点を踏まえた効率的・効果的な予算編成と執行を行うとともに、更なる財源確保に取り組むことで、強固な財政基盤の確立をめざします。
- 老朽化した道路、橋梁、公園、上下水道などの都市基盤や学校園などの市有建築物について、管理コストの平準化を図りながら、計画的に改修・更新を進めます。
- 公共施設等について、少子高齢化・人口減少の進展や利用需要の動向を踏まえ、機能見直しや統廃合などにより、その有効活用や最適な配置を進めます。
- 限られた人的資源を有効に活用しながら、状況の変化により柔軟かつ適切に対応できるよう、組織体制の充実を図ります。
- 市で保有する個人情報の適正な管理を図るとともに、システム障害による業務停止などを防ぐセキュリティ対策の強化を図ります。
- 様々な行政課題に対応し市民サービスの向上を図るため、目標の達成に向け意欲的に学び成長していく職員の育成を進めます。

行政の主な取り組み

- ◆行政改革の実施計画に基づく取り組みの推進
- ◆長期財政の見通しを踏まえた財政運営
- ◆道路・橋梁など都市基盤の計画的な改修等の推進
- ◆アセットマネジメントを取り入れた新たな水道施設整備・更新計画の策定・推進
- ◆「市有建築物保全計画」に基づく計画的な改修等の推進
- ◆都市基盤なども含めた全ての公共施設等を対象とした「公共施設等総合管理計画」の策定及び計画に基づいた公共施設等の有効活用と最適な配置
- ◆プロジェクトチームなど柔軟かつ機動的な組織体制の充実
- ◆情報セキュリティ対策の推進など市で保有する個人情報の適正な管理
- ◆人材育成の推進

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
人件費の割合	歳出総額における人件費の割合(普通会計)	15.6% (H26)	↓
行政改革実施プラン（H28年度～H31年度）の進捗率	行政改革実施プランに掲げる「年度別取り組み目標」の達成項目数／「年度別取り組み目標」の全項目数	— (H28年度から実施予定)	↗
健全化判断比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定する実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率	実質赤字比率 なし(H26) 連結実質赤字比率 なし(H26) 実質公債費比率 0.8%(H26) 将来負担比率 なし(H26)	↓
個人情報の漏えい防止等セキュリティに関する研修参加者数	個人情報の漏えい防止等セキュリティに関する市役所職員対象の研修参加者数	893人 (H26)	↗
職場研修の実施回数	市役所各部署における職場研修の年間実施回数	805回 (H26)	↗

自治体間の広域連携や地方分権の推進を図ります

現状と課題

【現状】

- 本市では、北河内夜間救急センターの運営や図書館の相互利用、北河内4市リサイクルプラザ（寝屋川市）の運営など、広域的な自治体間の連携に取り組んでいます。
- 本市では、平成25年1月に、枚方市駅東改札口前にパスポートセンターを開設するなど大阪府から様々な権限移譲を受けるとともに、平成26年4月には、中核市に移行し、保健所をはじめ大阪府が担ってきた約1,800項目の事務を本市が担うことで、地域の実情にあった取り組みを推進しています。

【課題】

- ▼大規模災害や救急医療などの市域を越えた広域的な課題に対しては、周辺自治体と連携・協力を図り、効率的・効果的に対応することが求められています。
- ▼市民に身近な基礎自治体として地域の実情に即した施策を主体的に展開していくために、更なる地方分権の推進が求められています。

取り組みの方向

- 防災や医療、環境などの広域的な課題に対し、必要に応じて周辺自治体と連携・協力することで、効率的・効果的な行政サービスの提供を図ります。
- 地方の自由度を高め、地域の実情に即した魅力あるまちづくりに資する行政サービスを行うために、権限移譲や地方財源の充実などについて国等に働きかけていきます。

行政の主な取り組み

- ◆北河内圏域だけでなく、近隣市との広域連携の推進
- ◆地域の実情に応じたまちづくりを進めるための権限移譲の推進

取り組みの進捗を測る指標（施策指標）

指標の名称	指標の説明	策定時の値	めざすべき方向
複数の自治体との取り組み件数	複数の自治体と共同で行っている取り組み件数	8 件 (H26)	↗
大阪府からの権限移譲事務数	大阪府から権限移譲を受けた事務数（累計）	24 件 (H27)	↗

5 計画の進め方

計画を効率的・効果的に推進していくためには、取り組みの進捗状況を適切に評価し、評価結果に基づき継続的に改善を図っていく P D C A サイクルを確立することが必要です。

基本計画の進捗を測るため、以下のとおり、施策指標と実施事業の実績を活用し、取り組みの検証・評価を行います。

「施策指標」による進捗管理

28 の施策目標及び 4 つの計画推進ごとに、市民の評価により進捗を測る「主観的指標」と客観的な数値により進捗を測る「客観的指標」を組み合わせて、「施策指標」を設定しています。施策指標の推移を把握することで、計画の進捗管理を行います。

「主観的指標」：目標に向けた取り組みの成果を市民がどのように感じているかを把握する指標
(4 年ごとに市民意識調査により把握する)

「客観的指標」：目標に向けた取り組みの成果を客観的数値により、定量的に把握する指標
(原則、毎年度、実績数値を把握する)

なお、施策指標については、社会状況の変化などを踏まえ、必要に応じてより適切な指標への改善を図ります。

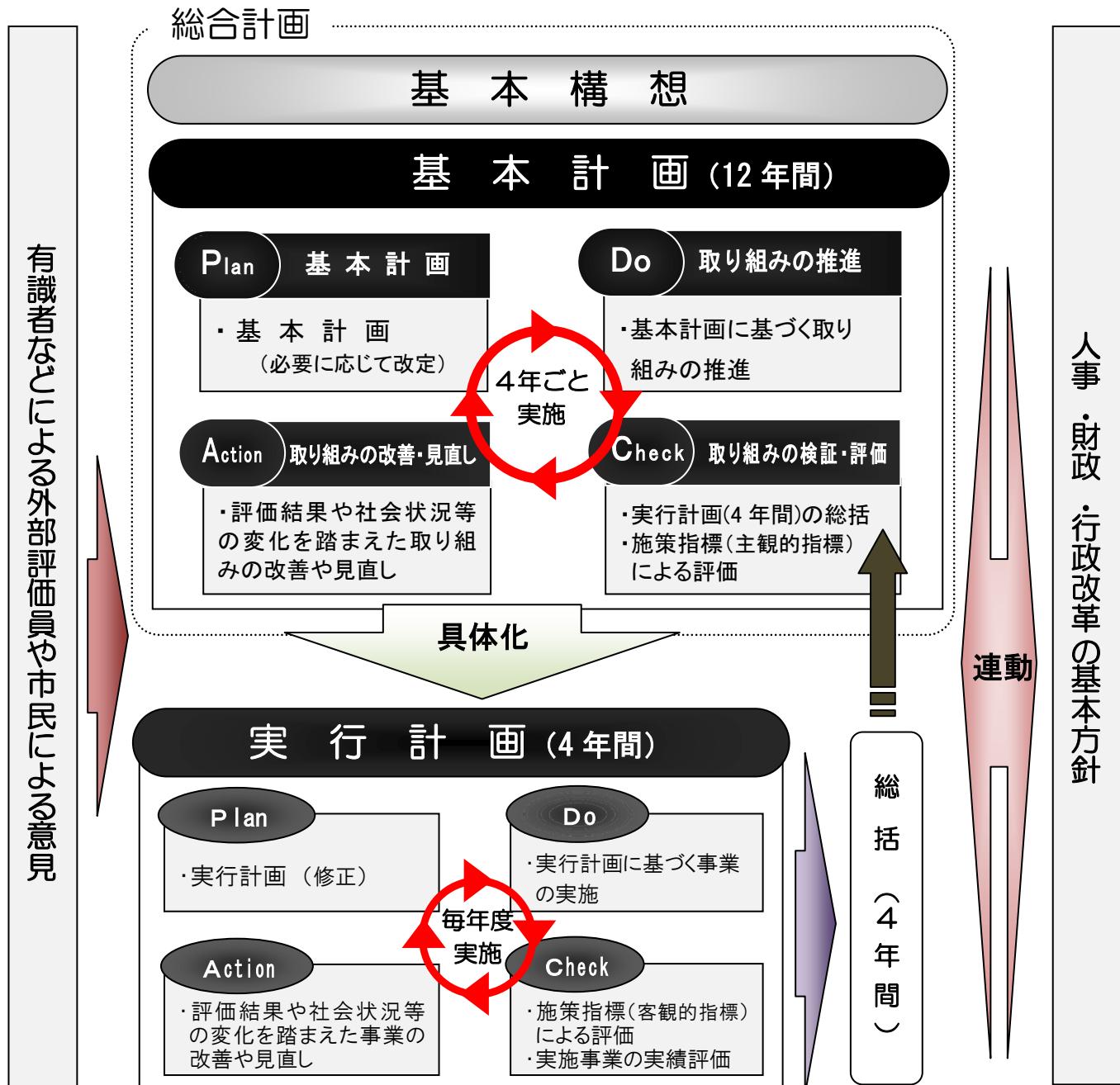
「実施事業の実績」による進捗管理

毎年度、前年度に実施した各事務事業について、実施に係るコストや人員とともに、目標達成に向けた実績度（有効度）を把握することで、計画の進捗管理を行います。

右図のとおり、基本計画の推進にあたっては、基本計画を具体化する実行計画を基に進めます。実行計画は、上記のとおり、施策指標（客観的指標）や実施事業の実績を活用することで、毎年度、検証・評価を行い、評価結果や社会状況等を踏まえて、次年度の事業の改善や見直しにつなげていきます。また、基本計画は、実行計画 4 年間の総括を基に、市民評価による施策指標（主観的指標）も活用しながら、検証・評価を行い、必要に応じて基本計画の改定を行います。

なお、基本計画及び実行計画の検証・評価については、有識者などの外部評価員や市民により、計画が適切な内部評価をもとに効率的・効果的に推進しているかなどについて意見をいただきながら行います。さらに、上記のような評価サイクルを人事・財政・行政改革の基本方針と連動させることで、計画の実行性を高めます。

【総合計画の進め方のイメージ】



基本計画と実行計画の評価・推進の流れ

